

○令和8年6月26日（金）

開議 午前10時00分

閉会 午後4時04分

○出席委員（15名）

委員長	中村のりゆき
副委員長	あべなお
委員	横山啓一
委員	いしかわまさき
委員	中村みなこ
委員	江川あや
委員	小林ゆうき
委員	駒木おさみ

委員	たけいしよういち
委員	沼崎雅之
委員	高橋紀博
委員	品田ときえ
委員	高木ひろたか
委員	えびな安信
委員	石川厚子

○出席議員（1名）

議長	福居秀雄
----	------

○説明員

副市長	熊谷好規
行財政改革部長	三宮元樹
行財政改革部次長	小澤直樹
行財政改革部財政課主幹	今田秀人
都市振興部長	田島章博
総務部長	土岐尚義
市民生活部長	樽井里美
福祉安心部長	川邊仁
こども・女性・若者未来部長	木村直樹
こども・女性・若者未来部いじめ対策監	石原伸広
こども・女性・若者未来部こども総務課長	今賢太郎
健康保健部長	山口亮
環境部長	太田誠二
環境部環境総務課長	後藤篤
環境部環境総務課主幹	佐藤岳晴
クリーンセンター所長	笠井則亜
経済部長	浅利豪
経済部経済総務課長	草野健一
経済部産業振興課長	後藤哲憲

観光スポーツ・シティプロモーション課長	菅原稔
農政部長	林良和
建築部長	岡田光弘
土木部長	高橋正樹
消防長	河端勝彦
消防本部次長	藤原肇
消防本部次長	藤岡拓
消防本部警防課長	狩野陽
消防本部警防課主幹	串知宏
消防本部指令課長	筒井俊揮
消防本部指令課主幹	小笠原史大
教育長	和田英邦
学校教育部長	坂本考生
学校教育部教育政策課適正配置担当課長	工藤芳敬
学校教育部学務課長	江渕賢一
社会教育部長	田村司
水道事業管理者	富岡賢司
上下水道部長	澤渡武士
市立旭川病院事務局長	長谷川伸一

○事務局出席職員

議 会 事 務 局 長	林 上 敦 裕
議 事 調 査 課 長	香 川 秀 頼
議事調査課長補佐	浅 海 雅 俊
議事調査課主査	信 濃 孝 美

議事調査課主査	岡 本 諭 志
議事調査課書記	高 橋 理 恵
議事調査課書記	桐 山 未 悠

○中村のりゆき委員長 ただいまから、補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、昨日に引き続き、議案第1号ないし議案第105号及び議案第107号の令和8年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上106件を一括して議題いたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○中村みなこ委員 おはようございます。

2項目、質疑させていただきます。

1つ目、議案第87号、正和小学校の閉校に関わっての条例改正ということで、伺っていきます。

常任委員会でも質問させていただきました。重なる部分も何点かありますが、よろしく願いいたします。

ほかの適正配置対象校で、新聞等での報道後、いずれなくなって途中で転入することになるなら初めからそちらの学校に行かせたいという思いで、違う学校へ入学するような動きがあると聞いています。旭川市では、指定校以外に就学できる場合をホームページで公表しておりますが、いずれ統廃合されるからという要件はありません。実際のところはどうかでしょうか。

過去5年間、正和小校区に住んでいるのに、ほかの学校に通っている子どもたちはどれぐらいいるのか、伺います。

○江渚学校教育部学務課長 本市では、住民登録に基づき、通学すべき学校を指定しておりますが、保護者の勤務の関係や家庭の事情などにより指定校変更が適切であると判断した場合、あるいは、附属小中学校に転入学する場合や転居が明らかな場合など、申請により指定校の変更を認めております。

このような中、御質問にございました他の学校に通学している児童数につきましては、正和小学校の校区に住民登録のある児童数と実際に通学している児童数を照らし合わせた場合、令和3年度は13名、令和4年度は16名、令和5年度は12名、令和6年度は12名、令和7年度は17名が何らかの理由で他校に通学していると想定されるところでございます。

○中村みなこ委員 本当の理由は分かりませんが、これだけの子どもたちが、全員、正和小に通っていれば、閉校時期はもう少し先だったのかなと感じているところです。学校がなくなるならという不安にあおられる、そういう状況にならないように考慮すべきだということは指摘させていただきます。

閉校後、新富小、東五条小、永山南小学校に統合されますが、通学距離がかなり延びてしまうこととなります。2キロメートルを超えてしまって、通学支援対象になる子どもたちはいるのでしょうか、また、その子どもたちにはどのような通学支援を想定されているのでしょうか。

○江渚学校教育部学務課長 小学校の統廃合に際しましては、統合前の通学区域に居住し、統合先の学校への通学経路が片道2キロメートル以上の児童を対象に、スクールバスやタクシーによる通学支援を行ってまいりました。

今回の正和小学校の統廃合に伴い、永山南小学校に就学する場合の一部の通学区域について、通学経路が2キロメートルを超える状況が確認されておりますことから、通学支援につきましては、児童の負担軽減や通学路の安全確保を第一に考え、今後も保護者の皆様と丁寧な協議を重ねながら適切な対応を講じてまいります。

○中村みなこ委員 通学支援対象とならなくても、通学距離はみんな遠くなりますし、国道や踏切、陸橋など、この地区ならではの安全対策をぜひ取っていただきたいと思います。また、見守り支援とか通学支援も含めて、継続的に実施していただきたいと思います。

それでは、統廃合の一番の当事者となる子どもたちの思いや意見を十分に聞いていく必要があると今までもお伝えしてきたところですが、今回、子どもたちの意見はどのように聞いてきたのでしょうか。

○工藤学校教育部教育政策課適正配置担当課長 子どもたちの意見につきましては、学齢により直接聞き取ることが難しい場合もありますので、説明会やアンケートを通じて、保護者から児童に対し、不安などを聞き取っていただき、把握に努めてきたところでございます。

○中村みなこ委員 直接は聞いていないとのことで、子どもの意見表明の機会を保障していないということになります。子どもの意見表明権に関わる問題です。

周りの大人が、市の職員が、自分の意見を真剣に聞いてくれて、それについて話し合っていて考えてくれた、そういう経験が、将来、自分からまちづくりに関わっていこうという姿勢を育むことにつながると思われます。直接、意見を聞く機会をきちんと保障して、子どもの声を検討する仕組みにすべきだということを改めて指摘いたします。

さて、雨粉小学校に対しても、正和小と同様に重点的に取り組んできていたと聞いています。

現在の状況を伺います。

○工藤学校教育部教育政策課適正配置担当課長 雨粉小学校につきましては、児童数が10人を下回ることから、統廃合への不安や課題の解消に向け、重点的に取組を進めております。

本年4月には、昨年に引き続き、保護者説明会を開催し、統合先との事前交流学习を増やすことや受入れ環境を整えることなど、不安の解消に向けて具体的な提案を行ってまいりました。今後は、保護者との個別面談やアンケート調査を改めて実施し、保護者や地域へ理解を求めてまいります。

○中村みなこ委員 昨年、雨粉小の読書活動の授業を参観する機会がありました。

4年生以上の子たちが自分で選んだ本を読み聞かせて、タブレットを使いながら、クイズを出したり、お薦めポイントを紹介したり、みんなが質問や感想を伝えていました。1年生も、ほかの子も、堂々と自分の感想を何度も伝え、周りもそれを温かく受け止め、答えるなど、終始、温かい雰囲気活気のある授業でした。異学年との深い関係構築と、どんな場面でも全員がその子らしく活躍できる機会がたくさんある、小規模校ならではのすばらしさを感じたひとときでした。

大きい学校のほうがいいという方もいれば、こういう小規模の教育環境を望んでいる方、選んでくる方や、ここだから安心だという子もいます。だからこそ、安易に児童数だけで小規模の学校をなくしていく方向性は見直すべきだと何度も申し上げてまいりました。

近いうちに統廃合されてしまうという不安をあおりながら、その上で、統廃合しても手厚く支援しますよという流れの中での合意です。学校を残したい、通い続けたいという思いはスルーされ続け、尊重されません。本来なら、子ども、保護者、地域の様々な希望を取り上げ、方向性を決め、

存続を選んだときにもしっかり検討して取り組む、取り組んでみたけれど、やっぱり難しい、統廃合も仕方ないねと、こういう道筋をたどるのが本当の意味での丁寧な合意だと考えます。

見解を伺います。

○工藤学校教育政策課適正配置担当課長 適正配置計画につきましては、児童数や学級数に基づき、統廃合対象校を定めております。小中学校の統廃合に当たっては、本市で育つ子どもたちのよりよい教育環境を次の世代へつないでいくという視点に立ち、取組を進めることが重要であります。

今後とも、個々の学校が置かれている状況を踏まえ、保護者や地域から寄せられた不安や課題の解消に向け、具体的な対応策を提案しつつ、丁寧に理解を求めながら取組を進めてまいります。

○中村みなこ委員 今の計画の下ではできないことが多いんだなということで、次期の計画では、子どもや市民の思いを大事にできる地域づくりの視点を入れたものにしていただきたいと指摘いたします。

この項目、終わります。

次に、議案第51号、指定ごみ袋の値上げについてです。

まじま議員の大綱質疑を受けて、そして、昨日もたくさん触れられておりましたので、省きながら進めたいと思いますが、重なる部分も多少ありますが、よろしくお願いいたします。

この値上げですけど、4月スタートにしなければならない理由をお伺いします。

○笠井クリーンセンター所長 今回の指定ごみ袋の値上げにつきましては、全庁的な取組であります「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づくものであり、今年の10月1日から料金を改定するのが基本であります。

しかしながら、指定ごみ袋の値上げにつきましては、ごみ袋の製造等に4か月程度時間を要することや、現在、各家庭でストックしているごみ袋が無駄になることがないよう、現在の袋との切替え等について市民への事前の周知期間が必要なことなどから、来年4月1日からの開始としたところであります。

○中村みなこ委員 全庁的な取組では10月でそろえたかったのに、諸事情で4月に先延ばしにしているのだから、それ以上遅らせられないとのことで、特に理由らしい理由はないということだと思います。

では、この指定ごみ袋の値上げはいつから検討されてきたのか、伺います。

○笠井クリーンセンター所長 今回の指定ごみ袋の値上げにつきましては、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づくものであり、4年をめぐりに行う定期的な見直しであります。

今回の見直しは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本来の見直し時期である令和6年度の実施を見送ったことから、コスト算定等の具体的な改定作業は令和7年度に入ってから進めたところであります。

○中村みなこ委員 長引く物価高騰の打撃にプラスして、中東情勢の影響を受けている今です。検討当初と状況が違います。そこを全く無視して進めるというのは、市民の今の現状を全く考慮していない、市民の暮らしを見ていないということになるのではないのでしょうか。

次に、ごみ袋の価格についてです。

今まで、処理経費のうち、市民割合を3分の1としてきましたが、3分の1の妥当性、根拠につ

いて伺います。

○笠井クリーンセンター所長 ごみ袋の有料化を導入した際に、ごみ処理に係る経費を算定した際には1リットル当たり6円でありましたが、当時、既に道内で有料化を導入していた他都市の状況を調べたところ、函館市など16市が2円であったこと、さらに、帯広市や釧路市では2円を超えている一方で、芦別市などの3市では2円未満でありました。

これらの状況を踏まえ、また、過度な負担を求めた場合には不法投棄の増加につながるおそれがあることなども考慮し、市民の負担割合を3分の1と設定したところであります。

○中村みなこ委員 ただ、ほかの自治体に倣っただけで、根拠とは言い切れないんじゃないかと思っています。

1. 5倍の理由にしても、ほかの使用料、手数料と同じく、指針に基づいてと昨日もありました。ごみ袋は、ほかと同様に扱うこと自体、疑問です。これについては後で触れたいと思います。

また、有料化した当初の目的、ごみの減量化、資源化及び排出量に応じた負担の公平性の確保、その達成についても、ごみの減量化や資源化が進んでいると、昨日、答弁がありました。

有料化や分別はかなり定着しております。うちの子どもたちも進学や就職であちこちの自治体に行きますけど、行ってみて、指定袋がどこにも売ってなくてちょっと戸惑うとか、ない自治体もあるということに全然気づいてなくて、そういうところもあるんだなと思ったり、分別も旭川よりも進んでなくて、ごちゃ混ぜでごみ出しするということに罪悪感を感じるんだって3人とも言っていました。

で、帰省するたびに適当に捨てるので私に怒られるみたいなことが繰り返されておりますが、自治体はこのように様々ではあります。旭川のやり方、こんなに定着しているのですから、値上げではなくて、さらにごみの減量化、資源化を含めて、経費削減、違う方向性で進めていくべきではないでしょうか。

○笠井クリーンセンター所長 ごみ処理に要する経費の削減につきましては、これまでも収集運搬業務の委託化や効率化による減車などに努めており、今後も引き続きコストの縮減に取り組んでまいります。

また、ごみの減量化、資源化につきましても、普及啓発やリユースの促進等に取り組んでいるところであり、今後も、さらなる減量化や資源化を進めるため、プラスチック製品の分別回収について検討を進めているところであります。

○中村みなこ委員 新しくプラスチック製品の分別回収に取り組む予定だということで、うまく進むことを期待しております。

今回、ホルムズ海峡封鎖によって、私たちの生活がこれだけ石油由来のものに頼っていることを実感したわけですが、それこそ環境、資源などについて見直すことも求められております。

少し話はそれますが、バイオマスの袋にするなど、より環境に配慮した素材に変えていくという方向性はあるのでしょうか。

○笠井クリーンセンター所長 指定ごみ袋の製造につきましては、今回のナフサ不足により入札が不調になるなど大きな影響があったことから、メーカーへの聞き取りや他都市の状況なども調査したところ、米やサトウキビ等のバイオマス原料を使用したごみ袋は、従来品に比べ、高額であるものの、同等の機能を持つごみ袋の製造が可能であることが確認できたところであります。

そのため、今後は、バイオマス原料を使用したごみ袋についても入札の参加が可能になるよう、仕様の検討を行ってまいります。

○中村みなこ委員 高額であることが課題とのことですが、今の環境問題はそうやって深刻化しているのですから、ぜひ積極的に取り入れていただきたいと思います。

では、値上げした分は何に充てられるのかといいますと、ごみ処理に係る経費とのことでしたので、ちょっと飛ばしますね。

基本、ごみ処理は受益と負担の適正化の取組だと繰り返されてきました。ごみ収集は受益かという話も、昨日、議論がありましたが、やっぱりぴんとこないんですね。

もう一度、認識を伺います。

○笠井クリーンセンター所長 家庭から排出されるごみの処理については、市が処理責任を有するものですが、一方で、国においては、ごみの排出抑制や排出量に応じた負担の公平化などの観点から、有料化による経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制推進を図るべきとしております。

このため、ごみの減量・資源化の促進や、排出量に応じた負担の公平性を確保するためには、全庁的な取組であります「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づき、進めていく必要があると考えております。

○中村みなこ委員 ごみ収集は行政サービスとして運営していて、東京23区も、大阪市も、中核市の7割が無料、全て税金で行っています。ごみをたくさん出す人ほど多く負担する受益者負担と言いますが、普通に生活していれば、誰にでもごみは必ず出ます。どれだけ分別を徹底し、節約を意識しても、ごみはゼロにはならず、ごみ袋は必ず必要になる経費となります。

公共施設の使用料とは根本的に違うのではないのでしょうか。そもそも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一般廃棄物の収集は市町村の義務とされ、ごみ処理の経費は、道路整備や福祉、教育などと同じく、公衆衛生の一部として税金が充てられています。にもかかわらず、財政が厳しい、処理費が増えたという理由で、別途、ごみ袋代に転嫁して、直接、全ての住民に請求、徴収するというのは、増税されるような感覚です。そういう市民感覚を認識して、見直すべきだと考えております。

市民合意が足りていないのではと大綱質疑でもありました。全市民に関わる問題です。公共施設の利用料と全く性質の違うごみ袋の値上げ、それらと一緒に一括に扱い、説明し、パブコメを行ったこと自体、乱暴なのではないかと考えております。

指定ごみ袋に特化してのパブコメ、市民説明会を行うべきだと考えますが、見解を伺います。

○笠井クリーンセンター所長 指定ごみ袋の値上げに係る市民参加の取組につきましては、全庁的な取組であります「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づくものであり、他の使用料、手数料の変更と併せ、パブリックコメントや説明会を実施したものでありますが、ごみ袋を含むごみ処理手数料については、これとは別に個別の市民説明会を15回開催しております。

しかし、料金改定が議決された場合、ごみ袋の切替え時期や方法などについて丁寧な説明が必要であると考えておりますので、様々な媒体を用いた周知方法について検討してまいります。

○中村のりゆき委員長 中村みなこ委員に申し上げます。

時間がもう迫っておりますので、最後の質問ということにまとめてください。

○中村みなこ委員 ごみ袋の有料化は当初の目的どおり、分別が進んで減量化にも成功している、そして、今の情勢で家計が大変なときにさらに増税されるような気にさせられるごみ袋の値上げは、今、本当にすべきことなのかということ、市民の意見を丁寧に聞いて考えていただきたいと思いますが、見解を伺います。

○太田環境部長 ごみ処理費用につきましては、これまでも経費の削減などに取り組んできておりますけれども、近年のごみ処理コストというのは増加をし続けておりまして、現行サービスを維持していく上でも、市民の皆さんにもやはり一部負担をしていただく必要があるといったことから、今回、ごみ袋を値上げするという判断をしたところでもございます。

先ほど所長からも答弁がございましたけれども、今回のごみ袋の値上げにつきましては、使用料、手数料の値上げに関わる全体説明会のほかに、個別の説明会も実施し、市民の皆さんに丁寧に説明をしてきたと考えているところでもございますが、市民の皆さんが安心してごみを排出することができる環境の確保に向けまして、値上げが必要であるということについて引き続き周知してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○中村のりゆき委員長 もう時間になりましたので、申し訳ありません。

理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高木委員 おはようございます。

それでは、私の持ち時間があまりないので、今日は何の日はお休みしたいなと思っています。

有料ごみ袋の関係で、昨日から、うちの会派の小林委員も、先ほど中村みなこ委員もありましたけれども、その関係で私のほうからもさせていただきたい。そして、この間、質疑でいろいろやり取りさせていただいたんですけども、時間の関係で重要なポイントのみに絞った質疑になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど中村みなこ委員からもありました。私のほうも、何で有料ごみ袋がこの受益者負担の適正化の見直しの中に入っているんだ、ここが一番、理解し難い部分であります。言うまでもなく、自治体の責務である処理関係ですが、聞いたところによると、指定ごみ袋の料金は歳入科目の手数料に該当するから対象にしていますということであります。逆に言うと、非常に安易な考えで含まれているんだと、正直、そのように感じております。

いずれにしても、本当に、ごみ行政というか、ごみの関係は自治体の責務でありますから、その部分の負担を受益者に求めるっていうのは、僕は非常に納得いかないなと思っています。

その部分、また最後に聞きますが、まず、今回、資料をいただいています。

資料は、全国の中核市と道内の主要都市の1リットル当たりの単価の部分をいただいているんですが、これを見て、まず、どういうふうに感想があるのか、ちょっと答弁いただきたいなと思っています。

○笠井クリーンセンター所長 資料にありますように、全国の中核市では62市中19市と、有料化している率は約31%にとどまっておりますが、手数料の価格の範囲が1円未満から2円と、道

内主要都市と比較すると低価格となっております。

一方で、資料にはございませんが、全国の市町村におけるごみ処理有料化の状況を説明させていただきますと、令和6年度で全国1千741市区町村のうち、粗大ごみを除く家庭ごみに関しては1千172市区町村が有料化しており、率としては67.3%となっているほか、道内では、179市町村のうち150市町村が有料化、率としては約84%となっております。

○高木委員 今、答弁いただきました。

一番肝腎な部分を抜かれたんだなというふうに思っていますが、いずれにしても、私がこの表を見たときに一番びっくりしたのは中核市が19市しか入っていないんですよね、62市のうちに。

先ほど、中村みなこ委員からもありました。私も、もともと大阪市のごみ行政に携わっていた人間ですが、大阪市とか横浜市とか、大都市は導入していません。ある意味、67.3%に入っているよっていう部分については、やはり、小規模自治体が多いんだろうなというふうに感じております。

あと、それでいくと、中核市が19市しか入っていないというのは、それはうなずけるなとは思っているんですが、この表を見たときに、金額、みんな2円未満ですよ。ずっと昨日からの答弁を聞いていると、道内をよく言われます、2円、3円と。でも、これ、全国の中核市、みんな2円未満なんです。この2円という2市は、多分、旭川と函館でないかなと僕は思うんだけど、そういうふうにこれを考えたら、5円はちょっと仕組みが違うので、全部、2円未満なんです。道内は高いんですよ。ただ、昨日の答弁からずっと道内の部分ばかり言われているんだけど、これが今の全国的な部分だなというふうに思っています。

いずれにしても、さっきも言ったように、ごみの費用の負担を求めるというのはいかなるものか。2円未満というのは、有料ごみ袋を造る費用なんです。製造費用、管理費用、輸送費用、その部分で市民の皆さんに負担してもらいましょうというのが2円未満なんです。大体、中核市は、そういった部分、ごみの費用を負担していることは、あんまりないんじゃないかなと、僕はそう見ています。いずれにしても、それが今の全国的な状況ですよということを、まず、お伝えしたいなと思っています。

もう一個、料金算定、今回、算定していると思うんですが、ごみ処理経費の全般を算定しているというふうに答弁があったと思います。では、例えば、今、近文清掃工場で延命化の工事を行っています。これまでもいろんな工事を行っています。最終処分場の工事というか、そういった部分のインシヤルコストというの、はっきり言ってその算定に含まれているのかどうか、その点について確認させていただきたいと思います。

○笠井クリーンセンター所長 コストの算定には、近文清掃工場や最終処分場のインシヤルコストは減価償却費として年ごとの経費に計上しておりますが、現在行っている近文清掃工場の延命化工事や新たな最終処分場の建設費については、供用開始前であるため、今回のコスト算定には含まれておりません。

○高木委員 今のまだ工事している部分は含まれていないけども、終わった部分については減価償却として含んでいますよと。正直、ランニングコストで計算するんだったら分かるんだけど、そういった工事、多分、近文清掃工場を建て替えとかしたら莫大な金がかかるんだけど、そういうのもこれから入れていくよっていうことになっちゃうんだよね。

やはり、これ、算定するのも、まず、ランニングコストですべきだと思うし、それでいくと、これは第1回定例会の分科会で言ったんだけど、近文清掃工場の売電収入、これ、4億円、5億円の収入があると思うんだけど、これが含まれていないんですよ。全部の収入と支出で計算するのが普通であって、そこは含んでいないというのは非常に僕は納得しません。逆に言うと、含んでもう一回算定してくださいよというふうに言いたいところですが、これ自体に反対なので、それはあえて言いません。

いずれにしても、そういった部分でいくと、僕は、今回のこの課題は、まず、受益者負担の適正化のところに有料ごみ袋が入っていること自体に納得していないし、これは、ある意味、自治体の責務の放棄だというふうに私自身は思っています。

次に行きますが、いずれにしても、先ほどもずっと言っているように、自治体の責務である以上、市町村が責任を持って市の全体の予算の中でごみ処理をすべきだと僕は思っています。そういう部分でいくと、受益者負担の適正化から外すべきじゃないかというふうには思っているんですが、その点について確認させていただきたいと思います。

○三宮行財政改革部長 取組指針では、法令等の規定により市独自で料金設定が困難なものや、収支計画等に基づき料金算定を行うもの、他に基準等があるものなどを除きまして、原則、全ての公の施設の使用料及び手数料を対象としておりまして、指定ごみ袋の手数料もこの対象となっているところでございます。

この指針に沿って、今回、全庁的に使用料、手数料の見直しを進めてきておりますので、現時点では直ちに見直すという考えは持ち合わせていないところでございます。

ただ、今後に向けましては、委員の御指摘の点も含めまして、他都市の状況を確認するなど、調査研究をしてまいりたいと考えております。

○高木委員 今後に向けてということは、4年後の見直しまでにいい答えが出るかなと思っていますが、いずれにしても、やはり、ここに入れるべきではない。もし仮にごみ処理費用が非常に市の財政を圧迫しているんだというのであれば、そういった提案をすべきだというふうに私は思っていますので、その辺、4年後に期待をしておきたいなと思っています。

今回の値上げについて確認させていただきます。

来年の4月1日から予定していますよ、6月30日まで3か月間は現行のやつも使えるような経過措置を取っていますよと。今回の補正に、その新しいごみ袋の予算、約1億7千万円が組まれています。

今、確認したいのは、例年、ごみ袋を造るとき、新しいごみ袋じゃなく、今のごみ袋も含めて、どういったスパンで造っているのか、逆に言うと、補正じゃなく、当初予算で組んでいて製造していると思うんだけど、その点について確認させていただきたいと思います。

○笠井クリーンセンター所長 指定ごみ袋の製造には通常4か月程度を要するため、年度当初に発注した袋の納入時期は8月頃になります。そのため、例年の発注量を当年9月から翌年8月までの1年分としております。

○高木委員 今、答弁でありました。

例年だったら、当初予算を出して、確認されて、当初の年度初めだっていうことは、大体4月かな、4月に発注をかける、そして、出来上がってくるのが7月かそこらなんだけど、4か月かか

るっていうことだから。というのは、まず、1年分、9月から来年の8月までの分を4月に発注をかけて、7月ぐらいに出来上がってくるよというのが例年なんですよ。

じゃ、今回は、今、当初予算はもう確認されていますから、4月に発注をかけていると思うんだけど、4月に発注をかけている分というのは、来年の8月までの分なのか、それとも、来年の3月末までの分なのか、その点について確認させていただきたいと思います。

○笠井クリーンセンター所長 本年度発注するごみ袋の数量につきましては、令和8年度の当初予算としては1年分を計上しておりますが、発注に際しては、今回の提案を踏まえ、令和9年3月までの分とそれ以降の分を分割した発注となっております。

○高木委員 予定で4月から新しいごみ袋になるということで、まだ議決はされていないといえども、そういうことで、一応、来年の3月末までの分を、今、発注している。これが当初だったら7月ぐらいに入ってくるんだけど、今のナフサ不足で、8月か、もしかしたら9月ぐらいに入ってくるよ、その前に、暫定的に29日から透明、半透明のごみ袋で出せるようにしますよっていうのが今の流れだと思うんだけど、いずれにしても、来年の3月末までの分しか発注していないというのが今の状況なんだよね。

僕が何を心配しているかっていうと、それで足りるのかと。通常の3月までの分しか発注をかけていないんですよ。4月から値上げするのであれば、3月のうちに、経過措置の4月、5月、6月の3か月分の使うごみ袋、普通、皆さん買いますよ。ということは、3月、みんな買いに行くんですよ。今のうちに買っておこうと。たばこの値上げと一緒によね。値上げする前にたばこをいっぱい買うのと一緒に、買っておこうというのが、多分、多いと思います。それを考えたときに、3月末までの分しか造っていないのに、足りるんですか。これ、なくなったら大変なことになるよ、買えないんだから。

で、なくなったら、一応、透明、半透明で出してくれていいですよとかというような措置はできたとしても、6月末までの分が欲しいのに買えないというのは、僕は非常に大変な事態になるというふうに思っているんだけど、その点について、もう時間もあれなんで、部長からお聞きしたいと思います。

○太田環境部長 来週から2か月間、特例措置を行うということでございまして、この実施中に今年度契約分のごみ袋が納品されますので、在庫状況が改善され、解除後においても、一定程度、これまでであった買いだめが収まるということで、例年並みの購入量に落ち着くことが期待できますので、年度内にごみ袋が不足することはないというふうに考えてございます。

また、料金改定前の買いだめにつきまして、委員がおっしゃっているように、本市では6月30日までの3か月間ということで経過措置の措置期間を設けているところでございます。

料金改定に伴ってごみ袋を変更した他都市の事例でございますけれども、現行の袋が使えなくなることが認知されると、やはり、どこの御家庭でも常に家庭でストックしている分がございましてけれども、その袋を消費してしまおうという意識が働いて、値上げ前の年と比べますと、ごみ袋の購入数は減少している傾向にあるといったこともございます。

特に、今回、本市では、ナフサ不足によりまして4月から6月にかけて買いだめが生じてございましたので、こうした措置期間中に家庭にあるごみ袋を使い切っていただくように、早い段階から新旧袋の切替えについて市民に周知して、買いだめの抑止に向けまして計画的な購入を促すほか、

取扱企業にも御協力いただいて、配送数量の調整ですとか、必要に応じた購入制限等を行いながら、在庫管理のほうを徹底してまいりたいというふうに考えてございます。

○高木委員 部長のほうから、大丈夫ですよというような話でした。

いずれにしても、買いだめしている方もいるかもしれないし、他都市の事例では、今、家にあるのを使い切らないといけないからということで、販売が減っていますよということも今の答弁であったんだけど、これだけは分からないんだよね、本当に。ただ、言えるのは、なくなったら市民は混乱しますから、大変な事態になりますよ、市政の失策になりますよということを僕ははっきり言って心配しています。

そういう部分でいくと、本当は、ごみ袋自体、僕は反対なんだけど、例えば、半年間延ばして来年の10月からにすると、そうしたら当初予算で新しいごみ袋の予算が組めるんですよ。そして、まだ、今みたいなナフサの状況というか、中東情勢もどうなっているか、もしかしたら落ち着いているかもしれないし、そういう部分も含めると、せめて10月ぐらいまで様子を見ないと、これ、もしなくなったら大変なことになるよというのが私の一番の心配です。

その辺、今、部長は、いや、大丈夫ですよということであったけども、副市長、大丈夫ですかね。その辺、ちょっと確認させてください。

○熊谷副市長 部長の答弁と、一部、繰り返しになりますが、料金改定に際しましては、事前に新旧の袋の切替えなど丁寧な説明を行いながら、現在のごみ袋は来年の6月30日までしか利用できないことなどをしっかり周知いたしまして、市民の皆様が無駄な買いだめをしないように呼びかけるとともに、販売店とも連携しながら、配送数量の調整であったり、必要に応じた購入制限などを行いながら、料金改定前にごみ袋が不足することがないように、しっかり対応してまいります。

ごみ処理費用につきましては、本市といたしましては、これまでも経費の削減などに取り組んでまいりましたが、近年のごみ処理コストは増加、そういった状況でございますので、現在のサービスを維持するためには、料金を改定し、市民の皆様にごの一部負担をしていただく必要がございます。

加えて申しますと、これまで、ごみの排出量は年々減少し続け、同様に、ごみの処理手数料の収入も減少しております。一方で、ごみ処理に係る費用は増加しており、税負担の割合が増えている、こういった状況でございます。このままでは他の行政サービス、福祉、教育、その他についても減少の影響がある、そういったことにつながりかねないというような考えを持っております。増加しているごみ処理費用に関わる負担の公平化と税負担のバランス維持のためにも料金改定が必要である、そういった考えでございます。

しかしながら、負担を少しでも抑えるために、ごみ処理手数料の算出に当たりましては、継続して国の基準額の3分の1を市民負担額としております。今まで税金で賄えた処理費用の一部が利用者に移行する形になるため、他の行政サービスの維持、そういった費用に活用することになります。が、値上げによって得られた収益については、ごみ処理関係以外には、そういった目的以外には使用しません。

このたび、市民の皆様にご負担、1人当たり年間で819円程度、1か月69円程度ですか、こういった金額の御負担をお願いする以上は、ごみ処理機会をしっかりと確保することはもちろん、今後も市民の皆様が安心してごみを排出できるよう、環境整備に努めてまいりますし、さらなるごみ

の減量化、資源化にも取り組んでまいります。

また、今回のいろいろな御質疑の中で、市民への周知、そういった部分が十分かとか、そういったお話がありました。そういった市民への周知につきましては、様々な広報などを通じて十分に御理解いただけるようこれからも最大限に努めてまいりますし、今後の改定までの期間においても、市民の声を十分にお聞きしながら、費用の面で御負担を抱えることがないよう、物価対策につきましても、市民生活への影響等を注視し、必要な支援をしっかりと検討してまいりたいと考えておりますので、当初の予定どおり、来年の4月1日の改定に御理解をお願いいたします。

○高木委員 今、副市長も大丈夫だということで言われています。

販売店と連携して在庫確認とかも徹底するよと言われてはいますけども、先ほどもあったけども、なくなったから、明日持ってきてっていうもんじゃないんだよね。4か月かかるんですよ、通常でも。ということは、今、注文している部分が9月か8月に入ってきたときに、それしかないんですよ。という部分を含めて、非常に危惧はしているけども、部長も副市長も大丈夫だと言うから、そこは注視していきたいなと思っています。

今回、皆さん、いろんな委員から、今は毎日のように値上げ、値上げというニュースが流れる中で、物価高とか、また中東の問題とか、そういった中で、やはり、ごみ袋は市民全員に関わる話だから、値上げすべきではないっていうのが多くの、これ、僕も同じ意見です。

それに加えて、本当に、ごみというか、廃棄物は自治体の責務ですから、そして、やはり、今、値上げしたら3円って、全国のトップレベルの金額になるんだ。そういう部分でいくと、僕は、やはり、市の全体の予算の中でどこまでごみ行政の部分を出せるのかっていう思いは貫いてほしいなというふうに思っています。

それを、市民全体に負担を強いる前に、まずすべきは、旭川駅でマイセンの入場料を取るべきだと。そういうところを無料にして、市民の皆さん、ごみ袋を値上げしますよと、それはちょっと優先順位が違うんじゃないですかということを強く指摘していきたいなと思っています。

いずれにしても、ごみ袋、3月、どうなるか分かりませんが、大丈夫だということで言われていますので、ただ、値上げについては、やはり、なかなか納得しない部分があります。そして、4年後の受益者負担から外れるかどうか分かりませんが、そういった部分を期待をしながら私の質疑は終わっていききたいと思います。

○中村のりゆき委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○えびな委員 おはようございます。

高木委員が今日は何の日というのは言えなかったということで、今、サッカーのワールドカップをやっていますね。この中で、御覧になっている方、いらっしゃいますか、ワールドカップ。全然見ていないですね。あっ、ちょっと細かく手が挙がりました。今朝は8時からスウェーデン戦があったため、ハイドレーションブレイクで着替えて、そして、ハーフタイムを目掛けて市役所にやっ

てまいりました。試合の結果は惜しくも引き分けでありましたが、見事、日本は決勝トーナメント進出を果たしました。私も、さっき質疑をした高木委員と一緒に、少しテレビを見させていただきました。

過去の日本サッカーの歴史を振り返ってみると、第1次Jリーグブームのラモス瑠偉選手、そして、コンサドーレでも活躍した小野伸二選手、セリエA、ローマでも活躍した中田英寿選手、今回、解説が話題を呼んでいる本田圭佑選手など、個性あふれる選手が活躍していましたが、今日も出場した鎌田大地選手がオランダ戦とチュニジア戦で2試合連続ゴールと大活躍をしております。

名前を挙げてきた選手に共通しているのは、皆、パスや指示によって試合の流れをコントロールし、攻撃を組み立てるチームの中心選手、つまり司令塔だということなのですが、点を取るエースの調子も大事だけでも、チームがうまく機能するかどうかは司令塔にかかっていると言えると思います。旭川市の司令塔は、今は三宮部長ですかね。前は、熊谷副市長が総合政策部長でやっていた。

本日伺ってまいりますのは、「シレイ」は「シレイ」でも、チーム全体を指揮する役割を持つ司令ではなくて、防災対策など特定の任務に対する指示のことを意味する指令についてです。

9款1項3目消防施設費の補正予算のうち、消防指令システム等整備事業費について伺ってまいります。

この事業は、旭川市と大雪消防組合との指令業務の共同運用に向けた新規事業であると説明を受けているところであります。この事業のこれまでの経緯についてお伺いいたします。

○筒井消防本部指令課長 経緯についてでございますが、旭川市消防本部は、かねてより、消防指令システム及び消防救急デジタル無線の更新を令和10年度に計画しておりましたが、昨年4月に、令和8年度に更新時期を迎える大雪消防組合から、システムや設備の共同整備及び指令業務の共同運用の検討についての申入れがあったことから、検討委員会を設置し、協議、検討を重ねた結果、共同運用に向けて取組を進めていくという方針について、両消防本部が合意に至ったものでございます。

今年3月には、同組合管理者であります美瑛町長から旭川市長へ、この取組を具体的に進めてほしいと意向が示され、5月15日に基本合意書を締結し、本定例会に消防指令システム等の共同整備に向けた補正予算を計上したところでございます。

○えびな委員 もともと、旭川市消防本部で令和10年度に消防指令システム及び消防救急デジタル無線の更新を計画していたところ、令和8年度に更新時期を迎える大雪消防組合から一緒にシステムを更新しながら共同運用しませんかという申入れがあって、検討委員会を設置し、その検討会で話し合った結果、先月15日に合意に至ったとのことでした。

それでは、補正予算額4千73万3千円の具体的な事業の内容をお伺いいたします。

○小笠原消防本部指令課主幹 補正予算額4千73万3千円につきましては、両消防本部が令和11年4月から共同運用を予定しております、指令業務の共同運用に必要な消防指令システム及び消防救急デジタル無線の整備に向けた調達支援業務を委託する経費でございます。

調達支援業務とは、整備するシステムや整備の詳細、その機能の水準の決定、また、調達に必要な仕様書等を作成する業務でございます。

○えびな委員 今回の補正予算額は、共同運用に必要な消防指令システムと消防救急デジタル無線

の整備に向けた調達支援業務の委託料とのことですが、調達支援業務ということですので、この予算でシステムや機器を購入するというのではなく、来年度以降に本格的な整備を行っていく、そういったものと理解しております。

では、この事業、4千73万3千円の財源内訳についてお聞かせください。

○小笠原消防本部指令課主幹 財源についてでございますが、大雪消防組合並びに消防業務を受託している上川町及び鷹栖町からの受託事業収入が計1千843万9千円、市債が2千220万円、一般財源が9万4千円でございます。

なお、指令業務の共同運用に向けた調達支援業務を含む整備関連費用につきましては、起債充当率100%、交付税措置率70%の大変有利な緊急防災・減災事業債の対象でございます。

○えびな委員 財源は、大雪消防組合並びに消防業務を受託している上川町及び鷹栖町からの受託事業収入等が充てられるとのこと。また、交付税措置率70%の緊急防災・減災事業債という有効な起債が使えるとのことでした。

先日行われた一般質問でも、我が市の財政状況について懸念する質疑が多く見受けられました。公債費の抑制といったことも改善策の一つであると考えられます。この緊急防災・減災事業債は、単なる単独自治体での老朽化更新では使えないということで、本市の財務状況の改善にもつながってくるのかなと思いますが、こういうメリットについては後ほど触れていきたいと思います。

さて、この消防指令システムや消防救急デジタル無線ですが、概要や役割についてお聞かせください。

○小笠原消防本部指令課主幹 消防指令システムや消防救急デジタル無線は、119番通報の受信から消防隊、救急隊への出動指令、デジタル無線による現場との情報連携までを一元的に管理する、災害対応の起点となる高機能なシステムになります。

多額の費用を要するシステムでもありまして、単独消防本部での更新整備や維持管理に関する費用負担が課題となっており、総務省も市町村の消防の広域化に関する基本指針を示し、消防の広域化や指令業務の共同運用に代表される連携協力への取組を推進しているところでございます。

○えびな委員 119番通報の受信から消防隊や救急隊に対する出動指令、デジタル無線による現場との情報連携までを一元的に管理する高機能システムということですので、地域の命と財産を守るのに大変重要なシステムなのだなということで理解をいたしました。

現在、上川町と鷹栖町については旭川市消防本部の組織に統合されていますが、旭川市と大雪消防組合とが行おうとする指令業務の共同運用との違いは何でしょうか。

○筒井消防本部指令課長 平成26年4月から、本市は、上川町及び鷹栖町から、消防団に係る事務や消防庁舎、消防車両の整備等といった一部の消防事務を除いて、消防事務全般の委託を受けております。これは、予防、警防、救急、救助、指令といった消防事務全般を本市が処理するもので、消防の広域化といった形態になります。

一方、これから大雪消防組合と取り組む指令業務の共同運用は、消防本部自体は別組織のまま、119番の受信、出動指令など指令業務だけを共同で行おうとするもので、共同でシステムや設備を整備し、整備後に指令業務を共同で運用する消防の連携協力という形態になり、その運営の方式は旭川市への事務委託としております。

○えびな委員 上川町と鷹栖町については、平成26年4月から本市が消防の広域化を行ったとい

うことですね。その目的としては、「スケールメリットを活かし、消防力を強化することにより、災害の大規模化、救急需要の増加、住民ニーズの多様化など、消防行政を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の安全安心の確保に資すること」ということが、旭川市・上川町・鷹栖町広域消防運営計画に示されていました。

大雪消防組合との共同運用は、別組織ではあるものの、地域住民からの119番通報を受けて出動を指令する業務のみを行うため、共同でシステムや設備を整備し、運用する形であるとのこと。国からも、人口減少・少子高齢化社会に対応していくため、消防の広域化や連携協力を推進する市町村の消防の広域化に関する基本指針が示されていますから、それにも沿う形になるのかなというふうに思っております。

さて、具体的な指令業務の共同運用の内容についてお伺いいたします。

また、119番通報の件数はどのように変化するのか、そして、職員数などの組織体制はどのようになっていくのか、お聞かせください。

○筒井消防本部指令課長 指令業務の共同運用の具体的内容についてですが、現在、大雪消防組合の5つの消防署で受信している美瑛町、東川町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町の6町からの119番通報を、総合防災センターに新たに整備する共同消防指令センターで一括して受信、対応するものです。

119番通報件数の変化につきましては、令和7年実績から推計しますと、旭川市消防本部の受信件数2万8千272件に大雪消防組合の1千867件が加わりますので、年間約3万件の受信を見込んでおります。これらを一括して共同消防指令センターで処理することになりますことから、119番通報の増加などに対応していくため、大雪消防組合に人件費の御負担をしていただき、119番を処理する指令員3人の増員を計画しております。

○えびな委員 今、御説明いただきましたけれども、イメージ図があったほうが分かりやすいなということで、資料要求をしております。皆さんもよろしければ御覧ください。

左下に火が出ている絵がありますが、もともとはそのオレンジ色の矢印の地域の119番通報のみを旭川市が受けていたということですね。旭川市と大雪消防組合の消防指令を共同運用とした場合、旭川大雪圏域の1市8町全ての地域からの119番通報を受け、各消防署や出張所に出動指令を出すようになる、そういう理解で合っているでしょうか。

119番通報の受信は1千867件増加するものの、大雪消防組合に人件費を負担していただき、通報を処理する指令員3人の増員を計画しているとのことでした。旭川市の消防も人材難だと把握しておりますので、人が確実に増えるのであればいいことかとは思いますが、その他の指令業務共同運用のメリットについてどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○筒井消防本部指令課長 まず、旭川市が受けていた119番の地域についてでございますが、委員の御発言のとおり、これまでは、オレンジ色の消防署が管轄しております旭川市、鷹栖町、上川町の1市2町の地域からの通報を旭川市で受信しておりましたが、共同運用後につきましては、青色の5つの消防署が管轄する6町も加わり、1市8町全ての地域の119番通報を受信することとなります。

次に、指令業務共同運用のメリットについてでございますが、1つ目として、既に消防の広域化を開始しております旭川市、鷹栖町、上川町の1市2町に大雪消防組合を構成する6町を加えた旭

川大雪圏域の1市8町の住民に対し、最新の高機能指令システムを活用した迅速、的確な消防指令サービスの提供が可能となります。

2つ目として、指令業務機能の集約により、余剰となる通信担当職員のほかの業務への配置替えが可能となるなど、人員配置の最適化が図られることになります。

3つ目として、情報の一元化により、大雪消防組合との相互応援体制が充実し、災害対応力の強化を図ることが可能となります。

また、財政面におきましては、共同で整備を行うことで、それぞれが単独で整備した場合と比較し、試算上、約6億1千700万円の事業費の削減を見込んでいるところでございます。

○えびな委員 3つのメリットについて示していただきました。最新の高機能システムを活用した迅速、的確な消防指令サービスが提供されることと、指令業務を集約するため、人員配置を最適化できること、そして、災害対応力を強化できる、そういったことでございます。

大雪消防組合6町で年間1千867件ですと、1日平均5.1件の通報が来ていた計算になりますが、その業務がなくなりまして、旭川市消防本部は1日平均77.5件受けていたのが、82.6件にはなるけれども、通信員を3人増やして21人、管理運営員が2人の23人体制が組める見込みとのことですね。指令の習熟度も高くなり、情報も一元化できるということで、共同運用は非常に合理的であると納得いたします。

また、財政面でも約6億1千700万円の事業費を抑えられるということでした。旭川市と大雪消防組合がそれぞれ単独でシステム等を整備すると、約3億円ずつ余分に事業費がかかると聞いておりますので、お互いの組織の財政にとっても削減効果があり、またさらに、有利な緊急防災・減災事業債も使えますというお話だったかと思います。

この指令業務の共同運用について、今後の計画、スケジュールについてお聞かせください。

○河端消防長 今後のスケジュールについてでございますが、今年度内に調達支援業務を完了し、令和9年度と10年度の2か年で消防指令システムと消防救急デジタル無線を整備し、令和11年4月から、共同消防指令センターとなる、仮称ではありますが、旭川大雪圏域消防指令センターにおいて指令業務の共同運用をスタートさせる計画でございますが、大雪消防組合の指令システムやデジタル無線についても、今年度、更新時期を迎えることから、できるだけ早急に整備を進めていきたいというふうに考えております。

○えびな委員 令和11年4月から、旭川大雪圏域消防指令センターにおいて大雪消防組合との指令業務の共同運用をスタートさせるとのことでした。緊急時に命と財産に関わる重要なシステムでありますし、これから延べ25億3千350万円ほどが投じられていくとも伺っておりますので、ぜひとも丁寧に、着実に新体制への移行をお願い申し上げます。

補正予算の消防指令システム等整備事業費を通して、旭川市消防本部と大雪消防組合の消防指令業務共同運用についても伺ってまいりました。今回の質疑の中でも、頻繁に旭川大雪圏域連携中枢都市圏という言葉が出てまいりました。皆様、よく御存じではあるかとは思いますが、この連携中枢都市圏は、人口減少、少子高齢化が進む中でも、地方において一定の経済規模を維持していくのに重要であると考えております。

我々の旭川大雪圏域は、既に初期救急医療や2次救急医療等の連携や、ヒグマ対策の推進、旭川空港の利用拡大、新幹線の旭川延伸、旭川大雪圏東京事務所を活用したシェアープロモーション、

職員の相互人事交流から、今回触れました消防の広域化まで、実に48項目の具体的取組を、毎年度、見直しを行いながら連携、推進しております。もちろん、私自身は旭川市議会議員ですので、旭川市のことは考えて仕事をしていくわけですが、この旭川大雪圏域連携中枢都市圏という中で、何をどう取り組んでいったらお互いにメリットがあるのかということに視野を広げていくことも、今後ますます重要性が増していくのかなというふうに思っております。

中心となる中核市にも事業費ベースの特別交付税等もありますし、各省庁の補助金も、連携中枢都市圏での取組であれば審査で採択されやすいといったメリットもあります。これからも勉強していかねばならないなと思っている次第です。特に、今回の指令業務の共同運用は、持続可能な地域づくりにとって大変意義があるものと思っております。消防本部の皆様には、ぜひよろしくお願いして、質疑を終わるのは少し寂しいかなということで、副市長に、これから旭川大雪圏域連携中枢都市圏という枠組みの中で1市8町の連携をさらに推進していくのか、見解をお伺いいたします。

○熊谷副市長 令和11年4月から共同消防指令センターとなります仮称の旭川大雪圏域消防指令センターにおいて、1市8町の共同運用をスタートさせる、そういった計画でございます。

一部繰り返しになりますが、メリットといたしましては、迅速、的確な消防指令サービスの提供、さらに、人員配置の最適化、そして、災害対応力の強化、最後に、加えまして事業費の大幅削減、こういったメリットがあるということでございます。

そして、さらなるメリットというか、強みになるのが、旭川大雪圏域内の全ての住民にさらなる安心であったり、安全、そういったことを与えること、それに加えて、1市8町の自治体にとっても様々な効率的、効果的な運営が可能となるなど、そういった部分もあると考えております。

旭川大雪圏域連携中枢都市圏においては、本市が中心市となりまして、近隣町と連携して、コンパクト化であったり、あと、ネットワーク化ですか、そういったことなどによりまして、地域を活性化して経済を持続可能なものとし、地域住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにすること、そういった目的を持っております。

連携中枢都市圏のビジョンの中には、既に、今、委員から一部御紹介がありましたが、救急医療の連携の取組がございます。今後、今回、御質疑いただきました共同指令センターにつきましては、令和9年度策定予定の第2期ビジョンに、この指令業務の共同運用の取組も加える方向で調整してまいりたいと考えております。

こうした圏域住民の安心、安全につながる取組など、さらに、広域的な連携については、本市が中心となりまして、圏域内の関係町の御意見等もしっかり伺いながら、その効果であったり課題などを整理し、そして、方向性を見極めながら、圏域として必要な連携した取組について今後もさらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

○中村のりゆき委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○江川委員 おはようございます。

今、さきの質疑でワールドカップの話があったかなあとと思います。私は、日韓ワールドカップのとき、ちょうど関西の京都駅で勤めておりまして、日々、サポーターの方がいろんなところを見に観光で来られたなあということを何となく思い出しました。そのときに、ちょっと興味を持って、しばらくヨーロッパリーグを追っかけるっていうことをしてしまして、そのときにすごく好きだったのが、いわゆるカテナチオと呼ばれるシステムサッカーにすごくはまりました。カンナヴァーロ選手が大好きで、本当にしばらくミーハーをしていたなあということを今の話を聞きながら思い出したところです。システムサッカー、簡単に言うと、継続しながら、一人一人の個性を生かしながら、みんなでまとまって一つのゴールを目指していく、そんなサッカーだったかなというふうに捉えています。

さて、今回の補正予算ですが、大綱質疑なんかでも、特徴として使用料、手数料の値上げ分の部分が補正されているということ、それから、ごみの有料化等々、これまで2日間、今日までの間に、多々、質疑等があつて議論になっているかと思います。

私も、今回、その部分を、今、並んでいらっしゃる皆さんを通じながら、全体を通して考えを伺っていききたいかなというふうに思っています。

先に冒頭で申し上げておきますと、私の課題意識というのは、まず、今回の使用料、手数料、こういったところの値上げの部分、6年前の補正予算で上がってきたときにも、私は、ちょうど1期目の最初の補正か何かであったような覚えが、結構、初期の頃の補正で、先輩方が一遍にやるのはすごく乱暴じゃないのかっていうのを6年前の議論でもしていたんですね。次はそういったことのないようにっていうふうに、かなりの、様々な会派の先輩議員たちが指摘をしていた覚えがありまして、その中で、今回もまたおなじみの受益と負担の適正化という言葉で説明をして出している、そういったところに対して課題認識をまず持っています。

それから、これまでるありました二重価格の考え方の部分、市外と市内の方、両方にそれぞれ違う金額、市民は無料だけれども、市外の方は有料にするとか、そういう二重価格の部分の考え方っていうのが、今後どういうふうにしていきたいのかなっていうこの考え方の部分、それから、もう一点、さきの質疑でもまさにそうだと思いますっていうふうに思ったのが、大雪圏域全体でどういうふうに市民生活を支えていくのか、地域の連携というようなところで公共の再生というのをどういうふうに求めていくのか、持続性を求めていくのか、そういったところの課題点を認識として持っていますので、冒頭、お伝えしておきたいと思います。

その上で、まず、副市長にお伺いしたいと思うんですけれども、私が市役所に一番最初に入ったときに、先輩の職員さんにずっと言われたのが、市民サービスっていうのは、一定程度、公平になるように、だから、規則であつたり法律であつたりというところで縛られていて、人が替わってもそれは変わらずに続けなければならないところがあるんだよっていうのを口を酸っぱくして教えてもらいました。

副市長の認識はどのようになっていますか。

○熊谷副市長 私は、役所に入ったとき、土木技術屋でございまして、最初、道路の整備だとか、公園の整備、そういったことをやっていました。そのとき、私がバイブルとしたのは、仕様書であつたり、基準書であつたり、こういった分厚い本とかがあるんですよ。それをしっかり学んで、

どの現場においても公平、公正にしっかり対応できるように、そういったことを諸先輩方から教えていただきました。私はその後も土木関係に行きましたが、そういった部分については、当時の諸先輩方からも同じようなお話を伺っています。私も、後輩には、まず、基本となる仕様書なり、そういったものを守るといったことはお話ししています。

しかしながら、そこには米印があったり、備考があったり、いろんな解釈ができる部分があるんですけど、そこは、市民の利益に資するものであったり、現場の中で課題があったときには、そういった部分については、ある程度、柔軟な視点も持ちながら対応するといったことを学んでまいりましたし、大事なことは、どの方に対してもそういった部分は指導してまいりましたし、それは、私は、これまで、市役所の中では、そういった部分での引継ぎ、受け継がれはしているというふうな認識を持っておりますし、私もそういった思いで、今、この場で発言しております。

○江川委員 おっしゃるとおり、様々な規則であったり、そういったものをベースにしながら、米印によって、少しずつ、住民の福祉のために、つまり、視点は全て旭川市民の部分なんだということ、今、副市長からも御答弁をいただいたかと思います。

そこが、すごく、私は、おっしゃるとおり、大事だと思っています。今回の使用料、手数料というところが値上げになるときに、すごく、その部分が反映されているのだろうか、そして、継続、これまでの様々な議論というのがどういうふうに反映されているのだろうかというところに疑問を持ちました。

まず、伺いたいのが、市民に対して受益者負担というのを求めています、その求めるもの、どういうものを受益者負担として求めるのか、その考え方をまずお示ししたいかと思います。

○今田行財政改革部財政課主幹 市民に対して受益者負担を求めるものとしたしまして、使用料及び手数料につきましては、地方自治法や個別の法令の規定に基づきまして条例で定めて徴収しているものであり、使用料は施設利用等の対価として、手数料は特定の行政サービスに係る費用の一部を御負担いただくものとして徴収しております。

○江川委員 資料をいただいております。使用料・手数料の見直しによる影響額ということで、今、使用料は対価であるということ、そして、手数料は行政サービスに係る費用の一部を御負担いただくものであるということで伺いました。

では、使用料と手数料、今回、全体的に1.5倍ぐらいで値上がるんですが、83ページにわたる案の中で、幾つか、ちょっと私が気になるなあと、どうしようかな、質疑をしようかなというのを迷ったんですけど、なかなか時間がないだろうというふうな中だったので、私が気になった点だけ幾つかお伝えしておくと、先ほど言ったように、結構、一時期、サッカーとかにはまっていて、野球も好きだったんですね。そして、日々、うちは娘が陸上競技場を利用しているというところもあって、そのあたりをばらっと見ていたら、例えば、入場料の類いを徴収しない場合と入場料の類いを徴収する場合で分けられているにもかかわらず、徴収しない場合は1.5倍で値上がりするのに、徴収する場合、入場料をもらう場合はなぜか1.0倍と、今回、値上げしないんだとか、少し、その部分が、あれ、これはどういう受益者負担なんだろうっていうふうに疑問に思ったので、先ほど、冒頭に伺ったわけです。

そして、こういったことによって、やはり、値上げしてしまうと利用者は使いにくくなるんじゃないかなというふうにも思ったわけですが、今回、影響が大きいもの、それぞれ使用料と手数料、

あると思うんですね。見直しに伴って、影響額が特に大きいほうから順番に、この中でも見ていけば分かるんですけども、この表の中で、大きいもの、使用料、手数料、それぞれお示しをいただきたいと思います。

○小澤行財政改革部次長 資料にもございますけれども、資料のほうは令和6年度の決算ベースで試算しているものでありますけれども、使用料では、旭山動物園の入園料約4億円の増と、手数料では、廃棄物関係の手数料で約4億2千万円の増というふうになっており、廃棄物関連の手数料では、そのうち指定ごみ袋の手数料が約2億5千万円の増というふうになっております。

○江川委員 つまり、使用料のほうは動物園の入園料ですね。

私は、どちらかというと、二重価格は適正に考えて導入していくべきだなってという個人的なスタンスなので、動物園の入園料が上がるということに関しては、その入園料を通じて自立していくんだなっていうところで、どちらかというと歓迎すべきだと思っています。ただ、市民に関しては、比較的据え置いたということで、その部分を評価しております。

もう一つ、指定ごみ袋の手数料が値上がりしますというところで、これは後ほどちょっと触れたいと思うんですが、その前に、これ以外で、例えば、二重価格になっているものっていうのが、動物園のほか、市営牧場なんかもそうだと思うんですが、今回、新たに、わざわざ起債を使ってまで、券売機を、第1回定例会で入っているって言うんですけど、わざわざ借金を重ねてまでするんだなっていうふうに思ったのがもりもりパークだったんです。今回、その部分の資料ももらっていますが、じゃ、どのぐらい、これ、もりもりパーク、プラスになるんだろうかというところが疑問でした。

ただ、どちらかというと、先ほど言ったように、私は二重価格に関してはありだと思っているんですよ。特に、もりもりパークなんかは、私の娘がちょうど生まれて、よい感じの時期から開館した、平成23年にできたということもあって、いろいろな保護者さんと交流する場でもあって、そのときによく言われていたのが、いやあ、市外の施設に行くときには有料なんだよね、その町外の人間は、だけど、こっち側に来たときにはみんな無料で使っているから、何となくそこがもやもやするっていう声をよく言われていて、お金がない、お金がないって言うんだったら、そういうところって取ったら駄目なのかなあっていうような雑談をよくしていました。

そこで、ちょっと伺いたいんですけど、もりもりパークの利用者の市内、市外の人数の増減の要因をどういうふうに分しているか、まず、伺いたいと思います。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 もりもりパークにおける市内、市外の増減につきまして、その要因は様々な面があるかと思いますが、市内の利用者につきましては、平成24年度の9万8千907人をピークに減少傾向にありまして、これは、少子化により本市における子どもの数そのものが減っていることなどが影響しているものと考えております。

一方、市外の利用者につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行時を除き、通年で4万人台を維持しておりますが、これは、インバウンドを含めた観光や帰省の際における利用ニーズといったことも考えられ、これらの結果といたしまして、全体といたしましては市外の方の利用割合が上昇しているという状況でございます。

○江川委員 インバウンドを含めた観光や帰省の際における利用ニーズということも考えられるようになってきたのかなっていうことだと思います。

少子化ですので、利用人数が減るのは当たり前だと思うんです。で、全員が全員、使っているわけではないと思うんです。

あともう一つ、私は要因として考えられるなと思って見ていたのは、もりもりパークで、一番最初、結構初期の頃っていうのは、駐車場料金の減免が実はついていて、今も継続していると思うんですけど、3時間500円で止められるんですよ。それが結構大きくホームページの前のところにしっかり書かれていたんですけど、今、それが書かれていなくて、コロナがあって、入場が例えば1時間に何人とかっていうふうになっていたときに、以前のような口コミというか、ママ友の情報共有、子どもを見守りながら、一緒に子どもを走らせながら、いや、駐車場、どうしてんのかみたいな話が、多分、なかなかできなくなってしまって、途切れたんじゃないかなと思って、口伝が途切れたんですよね、きっと。なので、その口伝の部分もちょっと要因としてはあるのかなあというふうに、この激減様子を見ていて思いました。

一方で、市外と市内の部分、どういうふうに考えるのかっていうのはあると思うんです。

一つ、やっぱり気になっていたのが、何で市外の利用者を無料としてきたんだろうかっていうことを伺いたいと思います。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 もりもりパークは、子どもが体を使う遊びの楽しさを体験できる機会を提供すべく、平成23年度に整備、供用開始した施設でございまして、創造性や達成を学び、社会性、体力の向上にもつながる遊びをより多くの子どもたちに体験、利用していただけるよう、市内、市外問わず、無料として運営してきたところでございます。

○江川委員 そうですね、地域全体で、圏域全体で子どもたちの育ちを見守っていくんだという、その意識があったんだということだと思います。

今回、有料化に反対するものではないんですけども、券売機を買うなどと言っているわけではないんですが、せめて、何だろう、くらしのアプリとか、そういったアプリとかのほうから購入できるとか、そういうような工夫だったらもしかしたら補助金を通ったんじゃないかなっていうふうに思っているところもあるので、ぜひ、有効に今後活用していただきたいということは、まず1点、指摘をさせていただくと、ちょっとお伺いしたいのは、もう一点、最後、部長に伺おうかなと思うんですけども、大雪圏域全体で子どもたちの見守りをしていくっていうような考え方が今あるかと思います。一方で、今回、分断を招いてしまう可能性もある、けれども、全体で見ていく。で、私は、子どもの施設に関しては、実は、大雪圏域全域でどういうふうにお互いの施設をつなぎ合わせて考えていくかという視点が重要だと思っているので、そのことについて、もしお考えがあればお聞かせください。

○木村こども・女性・若者未来部長 今回のもりもりパークの取組につきまして、昨日も御答弁申し上げましたけれども、今回は市内と市外ということで線を引かせていただきました。

ただ、子育てに限らずだとは思いますが、これまで、旭川市の行政については、上川中部圏1市8町で様々な行政課題に対応してきたというところがあると思います。子育て支援に関しても、協定を結んでいる部分がありますので、今すぐに何か具体的にできるっていうものはございませんけれども、やはり、今後、人口減少、あるいは少子化の中で、圏域としてそういった取組を進めていくという視点はやっぱり大事だと思いますので、そういったことも視野に入れながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○江川委員 本当に、今後どういうふうにしていくかということを考えていっていただきたいと思います。

そして、もう一つ気になっているのが、この使用料、手数料の見直しに係る部分で、私は、令和7年に、市長にも副市長にも予算の審議のときに答弁をいただいているという記録が議事録から分かるんですけど、物価高騰対策の状況というふうに想定されていて、それを受益者負担の中に反映しますというふうになっていて、聞くところによると、一部、やっぱり、利用料のほうですか、少し反映されて、電気代の関係で安くなって、今後、さらにそこが下がっていくんだなということ、反映されたんだ、よかったなというふうに思ったところです。

同じく、今回、物価高騰対策に近い形で議案第107号が上がっておりますけれども、るる、事業者に取り組みを行って、そして、その影響を聞いて担当部として頑張りましたというお話があったかと思います。

いろいろな分析が行われたと思うんですけども、その分析をした上で、どういう考えで事業を構築したのかをお聞かせいただきたいと思います。

○浅利経済部長 4月以降、経済部の各課に、それぞれ関わりのある業界、あるいは、企業や団体等にヒアリングしてほしいと私のほうから指示をしまして、実施いただいたわけでありまして、さらには、この時期、業界の総会とかの時期でもございますので、そういった機会でも私もかなり多く出席させていただく中で、直接、そういった業界の方から私自身もお話を聞くことができたわけでありまして、さらには、その間、業界の団体の方々から様々な御要望を直接受け取るなど、非常に厳しい状況だというのは非常に私自身も感じましたし、それぞれ業界を担っている各課のほうもそういった状況があるということを認識したわけでありまして。

そんな中で、まずは、やはり、旭川は中小企業のまちでもありますし、特に、小規模事業者が非常に厳しいというような状況が、本当に切実なお声もいただいたものですから、まずそこを、その事業者たちに事業継続をまず行っていただくということを一番の今の喫緊の課題と捉えた中で、このような状態に対応するために、経済部において、今月の15日から特別相談窓口を設置したということ、さらには、今回の重点支援地方交付金を活用した中で、小規模事業者経営改善資金、マル経融資ですね、それに係る利子補給を通じた経営指導を伴う伴走型の資金繰りの支援でありますとか、今後における、これは共通な部分として、特に梱包資材とかがかなり石油由来が多いということで、ものづくり業界だけではなく、かなり幅広い業界で資材に困っているというようなお話も聞いたものですから、そういった供給制約に対応するために、包装資材や表示資材、あるいは販売用の資材等の代替の転換を図るということの支援を行っていくということで、今回、議会のほうに追加提案で、2点、私ども経済部のほうから補正を提案させていただいたところでございます。

○江川委員 つまり、中小企業、小規模といった資金繰りの部分がかなり難しいというか、小規模なところをまず支えるんだという、その考え方ということですね。

まさに、冒頭、副市長がおっしゃってくださったように、市民の部分で、米印のところで、少しずつ、今、何とかできるところを柔軟に対応したということなんだと思います。そして、全体的に広い部分で影響が及んでいるナフサ不足の部分で転換ができるように、そして、持続可能性を持って先に転換していけるようにという視点だと思います。

今回、重点支援地方交付金の追加が行われたこのメニューは10事業あるかと思います。その中

で共通している部分、今回、少し金額的には、やや、何ていうんですか、寂しいなっていう感じの金額でしたけど、それでも、もし金額がもう少しあったらやりたかったことってたくさんあったと思うんですよね。そして、その中で、今回は、やっぱり、中小企業を一番最初に、まず、追加だ、急ぎだっていうふうにやったっていうところはすごく理解をしているところですが、今回の追加の部分、下支えという意味では、やはり、市民の下支えのところにまで波及するだろうかっていうところが私は懸念を持っているところです。

この追加の内容を見ていきますと、例えば、中小企業、小規模事業者の賃上げ環境の整備ですとか、地域公共交通、物流や地域観光業等に対する支援、そして、農林水産業における物価高騰対策の支援とか、全てにおいて、市民の生活で、まず、賃金を上げていくっていうようなところ、支えていくんだというようなところを少し促進させるようなものも入っているので、今後、その部分というのをしっかりとしていただきたいということは指摘を申し上げたいと思います。

さて、ナフサ不足ということの話題が出てきたので、いよいよもって、ごみ袋のほうに行こうと思うんですけど、これまでありました使用料と手数料、私は、最初、冒頭で申し上げましたように、考え方は違うものです。そして、6年前の議論でも、一気にこうやってやってくるのは乱暴だよねっていう議論がありました。まとめてやってしまうのはまずい。

そして、これまで、平成17年の第4回定例会の一般質問で、佐々木邦男市議が、その当時、このごみ袋の有料化に先立つ質疑をしているんですけど、今の社会構造が過剰なごみを生み出す仕組みになっているっていうことを指摘されていて、循環型社会への転換の必要性は、誰も、それはそうだよなってみんな納得しているんだということを言っておられました。

そして、私は、環境部が令和3年から4年にかけてやっていた、環境部の庁舎の部署の中で、生ごみでコンポストを育てるっていう事業が大好きだったんですよ。もう毎日ちゃんと観察して、あっ、今日はタマネギの皮は消化できていないんだなあとかっていうのを見るのがすごい好きで、それが、さらに、それを用いて野菜を育てるっていう事業に展開して、何てすてきな循環型社会と思っていたんですけど、いつの間にかそれがなくなってしまって、ちょっと寂しいなと思って、そういう事業を少し積み重ねていく必要が本当はあったんじゃないだろうかっていうふうに思っているわけです。

例えば、単純比例型とか、ごみ袋の値段を決めるには本当にいろんな制度があるんだなあというふうに思ったんですが、いずれの中核市なんかもそうですけど、ごみ袋を有料化したところできちっとしているのは、市民にどういうふうに戻元するかっていうところを示している点だというふうに思っています。

旭川市民に戻元している点というのはどういうものがあるのかを伺います。

○笠井クリーンセンター所長 有料化導入時において、市民が負担するごみ処理手数料は、ごみ処理に要する経費、とりわけ、資源化のための中間処理などの施策や事業に活用することとしており、令和6年度決算で申しますと、分別収集した資源物の中間処理等を行う事業に2億5千360万6千694円、資源ごみの回収や資源化推進に係る事業に762万7千623円、指定ごみ袋の製造、管理等を行う事業に1億9千612万2千174円、家庭ごみの収集運搬に係る経費に4千580万5千9円を充当しております。

○江川委員 少しは還元していますよということなんですが、還元の方法として、他都市の事例と

かですと、例えば、ごみ袋を有料化したその売上げの金額の部分をポイントとして還元するよとか、割引するよとか、そういうような、目に見えて分かりやすい、自分たちに還元されているっていう感覚がないと、なかなか難しいんだなっていうふうに思っています。

そして、私は、最終的に、究極は、環境的なところで見ていくと、土に返るごみか、土に返らないごみだと思っているんですね、本来であれば。リサイクルとか循環型っていうふうに考えると。

ただ、そこの考え方っていうのはなかなか難しいと思っていて、熊も出ちゃうし、なので、そこは難しいと思うんですけども、今回の部分、先ほどからナフサがない、安定供給できていないっていうようなところがずっと言われている中で、やっぱり、市民からは、えっ、本当に上がるのとか、今日の朝も、透明のごみ袋になったらじゃんじゃんごみ出せちゃうっていう謎の連絡が来て、いや、違うよ、違うよって話をしたところなんですけど、丁寧に市民に相談、説明した上で、もう一回、今回は値上げを立ち止まるべきだというふうに思っているんですけど、見解を伺います。

○笠井クリーンセンター所長 今回のごみ袋の料金見直しにつきましては、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づく全庁的な見直しの中で、パブリックコメントや全体説明会を行うとともに、ごみ袋を含めた処理手数料の見直しに係る個別説明会や附属機関での審議を行ってきており、市民参加の場を設けながら丁寧に進めてきたと考えております。

これまでも経費の削減などには取り組んできておりますが、近年のごみ処理コストは増加し続けており、現行サービスを維持していく上で市民の皆さんに一部負担をしていただく必要がありますことから、今回、値上げするという判断をしたところでありますが、今後も、引き続き、市民に対し、値上げの必要性やごみ袋の切替えの時期等について丁寧に周知してまいります。

○江川委員 そろそろ時間かなというふうに思っているのですが、最後に、ちょっと副市長に再度伺いたいと思うんですけども、ごみ袋等を含めて、今、やっぱり、市民の感覚からすると、今回、重点支援地方交付金もそうだと思うんですけど、本来はビニール袋というか、そういう容器とか、そういうもの、足りないんだよねって、で、最近、透明のごみ袋すら実は購入制限がかかっている、私は、この間、町内会の景品を買いに行ったんです。そうしたら、そのときに、本当は透明のごみ袋を買おうと思ったら、駄目ですって言われて、サランラップに変わったんですよ。でも、サランラップもきっとこれから購入制限かかるよねっていう、その不安の中でみんながパニックになって買いだめている。そして、恐らく、それは来年の値上がり以降もひっそりとためていると思うんですよ。

私の周りなんかは、おむつのときのごみ袋、そして、この前、物価高騰対策でいただいたごみ袋、全部、まだ残っていて、あっ、早くメルカらなきやって言っている人がいるぐらい、残っているところはある、あるにはある、あるところにはあるんです。

ところが、なかなか、やっぱりそれが伝わってなくて、そのあなたの持っているごみ袋、使えなくなりますよっていうことを、まず、これが議決されないとか知らされないみたいな感じですけど、まず先に、それ、使えなくなりますよ、今のところ、通ったらっていうのを言っていないから買いだめに走っちゃったと思うんですね。

そういった市民の行動原理を踏まえて、今回、ごみ袋等の手数料の一部、まとめてするのも乱暴だなんていうような意見も、これまでもあった中で、上程したわけですけども、そういったことも踏まえて、立ち止まるべきか、立ち止まらずに頑張るべきか、そういったところの見解を副市長

に伺って、終わりたいと思います。

○熊谷副市長 私、総合政策部長のときに、物価高騰対策の一つの内容で、ゴミ袋を皆さんにお配りしたことがございます。そのとき、いろいろとやり取りさせていただいた記憶が今よみがえりました。

先ほど、高木委員さんのほうにも御答弁しましたとおり、やはり、議決いただいてからが本格的になるとは思いますけど、市民の皆さんへの周知は本当に丁寧にしたいと思っていますし、加えて申し上げますと、私は、ちょっといろいろと言っているんですけども、これだけ費用がかかって、これだけ収入があつてとか、だから、この部分はこういうふうな形になりますよというようなことを、例えば、口頭だけじゃなくて、図式だったり、今日、えびな委員さんの御質疑で、消防の関係で図式があつて、やっぱり見たら分かりやすいですね。そういった形で、市民の皆さんに、丁寧に、本当に十分理解していただけるように、そういった工夫は改定時期まではしっかり行ってまいりたいと思いますし、今回、6月29日から、一応、透明の袋での対応があり、ゴミ袋が不足したという事態に伴ったものでございますけども、今後はそういったことがないように、我々も市民の皆さんへの周知関係は本当に工夫してまいります。あわせて、ゴミ処理費用、今回、いろいろと御意見いただいておりますけども、やはり、この時期で皆さんに御負担をいただくということが、私どもも、今回につきましては、将来に向けても必要な取組だと思っておりますので、来年の4月1日からの料金値上げにつきましては御理解いただきたい、そういった思いでございますし、その分、先ほど申し上げましたが、年に819円、月当たり、1人当たり69円ですか、こういった御負担を伴うことになりますので、そういった御負担感に対して不安を抱える市民の方もいらっしゃると思いますので、そういった部分については、物価対策等を含めて、市民の皆さんの声も十分にお聞きしながら、我々がしっかり支援できるように検討してまいりたいと思っておりますので、4月1日からの料金値上げについて御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○中村のりゆき委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時45分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○いしかわまさき委員 自民党・市民会議のいしかわまさきです。よろしくお願いいたします。

私は、この第2回定例会は初めての経験でありまして、これまで、一般質問で20名の先輩議員の皆様、そして、大綱質疑でお二人の先輩議員、そして、本特別委員会で12名の先輩議員の質問をお聞かせいただき、かなりの長時間、勉強させていただいてから、ようやく発言の機会をいただきましたので、多少重複してはいますが、そのまま質疑させていただきたいので、御容赦いただきたいと思います。

今回、私からは、環境部、消防本部、経済部の3つの部局から提案されております補正予算を中心に質問させていただきます。

まず、初めに、環境部、4款2項1目の家庭ゴミ処理費用適正化事業費として1億7千67万8千円が計上されていることについてお聞きしていきます。

まず、補正予算で製造される家庭用指定ごみ袋について、どの期間に使用されるごみ袋なのか、また、製造数量とその内訳、製造費用についてお答えください。

○笠井クリーンセンター所長 指定ごみ袋につきましては、今回の議会で同時に提案しております指定ごみ袋の値上げについて議決いただいた場合、現行の袋と見分けがつきやすいよう、袋の色を変更した新しい指定ごみ袋を製造する必要があると考えております。そのため、新料金が適用となる令和9年4月から8月までの当面の間、必要とされるごみ袋の製造に要する費用を計上しております。

数量の内訳につきましては、燃やせるごみの5リットルが144万枚、10リットルが450万枚、20リットルが183万枚、30リットルが69万枚、40リットルが78万枚、燃やせないごみの5リットルが33万枚、10リットルが51万枚、20リットルが39万枚、30リットルが30万枚、40リットルが48万枚、合計1千125万枚で、これらの製造に要する金額の合計は1億5千700万800円となっております。

○いしかわまさき委員 ただいまのお答えに関連して確認させていただきますが、今回の補正予算で製造されるごみ袋は、令和9年4月から予定されている新料金が適用された後のごみ袋ということでしょうか。

また、現行のごみ袋と見分けがつきやすいよう、袋の色を変更するとのことでしたが、変更後の色は既に決まっているのか、お答えください。

○笠井クリーンセンター所長 今回の補正予算により製造する予定の指定ごみ袋につきましては、令和9年4月から予定している新料金適用後にごみの排出に使用のごみ袋で、変更後の色につきましては、燃やせるごみがだいたい色、燃やせないごみは青緑色とする予定でございます。

○いしかわまさき委員 国際情勢の影響等で、全国的なナフサ不足により石油由来のビニール袋や印刷費が高騰しております。本市のごみ袋についても、相当な製造原価の値上がりが予想されます。

そこで、指定ごみ袋の製造原価について、昨年度からの値上がり幅についてお答えください。

○笠井クリーンセンター所長 ナフサ不足による原材料の高騰や代替となる米由来の原材料の使用等も含め、製造単価は、昨年度と比べ、上昇しております。

昨年度の単価で今回の予定数量を発注した場合の想定金額につきましては約9千567万円となり、今回の補正額と比較して、値上がり幅で約6千133万円、倍率にしますと約1.6倍となっております。

○いしかわまさき委員 次に、指定ごみ袋の年間製造量を決定する際の考え方と直近の製造枚数についてお答えください。

○笠井クリーンセンター所長 ごみ袋の年間製造量につきましては、過年度の実績や製造済みの在庫の見通しなどから決定するため、年により若干の変動がございます。直近の製造数量として令和5年と令和6年の平均では、燃やせるごみの5リットルが約272万枚、10リットルが約595万枚、20リットルが約374万枚、30リットルが約101万枚、40リットルが約117万枚、燃やせないごみの5リットルが約44万枚、10リットルが約46万枚、20リットルが約53万枚、30リットルが約24万枚、40リットルが約62万枚、合計約1千688万枚となっております。

なお、今回の補正予算における製造予定数量につきましては、料金改定時に市内全ての取扱店の

店頭に一定数量のごみ袋を陳列しておく必要があることから、当面、5か月相当分の在庫数に店頭における初期陳列分を加えた数量としております。

○いしかわまさき委員 次に、指定ごみ袋を製造する際、発注先を決める方法や発注先についてお答えください。

○笠井クリーンセンター所長 指定ごみ袋の製造に当たっては、納入の可否の確認や参考見積りを徴収した後に入札により決定されますが、サイズにより数量が異なり、受注可能な業者も異なることから、サイズごとに分割して発注しており、発注先につきましては市内及び道外の製造会社や商社となっております。

○いしかわまさき委員 次に、今回の補正予算額は、当初予算の8割近い金額となっております。

これほどの金額になった要因と、この時期に補正予算を計上した理由についてお答えください。

○笠井クリーンセンター所長 ごみ袋の製造には契約後4か月程度を要すること、さらに、来年の3月下旬には取扱店に届ける必要があることから、早期に発注する必要があるため、今回、条例改正と併せて提案させていただいております。

また、当初予算の8割となった理由につきましては、先ほど申し上げましたように、製造単価が高騰しているほか、予定数量も5か月分を上回っていることによるものであります。

○いしかわまさき委員 次に、補正の財源のうち、手数料として1億5千199万7千円が計上されておりますが、この手数料の内容についてお答えください。

○笠井クリーンセンター所長 家庭ごみの処理手数料につきましては、取扱店へのごみ袋の配送完了をもって収納する仕組みを基本としており、今回発注予定の新ごみ袋1千125万枚のうち、令和9年3月末までに取扱店に配送する約234万枚や手数料シール等の収納額は令和8年度の歳入となり、その合計額1億5千199万7千900円を財源として見込んでいるところでございます。

○いしかわまさき委員 令和9年4月の手数料改定に伴い、ごみ袋の手数料収入について、当初、2億5千万円の増収を見込んでおりましたが、このごみ袋の製造経費の増加により影響があるのではないかと予想されますが、その点についてもお答えください。

○笠井クリーンセンター所長 ごみ処理手数料の改定に伴い、ごみ袋の料金が1.5倍となることから、令和6年度と同じ数量のごみ袋が購入された場合、約2億5千万円の増収を見込んだものでございます。

ごみ袋の製造経費が増加しても手数料収入の額自体には影響ありませんが、支出の増による財政収支への影響は考えられます。

○いしかわまさき委員 ただいまのお答えで、製造経費の増加で、ごみ袋の手数料を改定しても、当初予定していた財政収支への影響はあるとのことでした。

このことに関連して、指定ごみ袋の需給バランス、製造原価値上がりの見通し、再度の手数料改定の可能性についてお答えください。

○太田環境部長 今後のごみ袋の需給バランスについてでございます。

来週から2か月間、特例措置を実施するというに伴いまして、一定量、ごみ袋の在庫が温存されるということ、それから、今年度発注分のごみ袋が順次納入されるということで、在庫状況というのは改善していくというふうに思っておりますし、料金改定に伴う買いだめのお話もございましたけれども、そういったものにつきましても、やはり、経過措置期間が来年6月30日までで

あるというようなことも、今回の料金改定が議決された場合ですけれども、その辺はしっかりと市民に周知しながら、御家庭にある在庫を確認していただきながら、その期間までにきちっと使っていただけるようにという形で需給バランスを整えていきたいというふうに考えてございます。

また、ごみ袋の製造原価の値上がりについてでございますが、今回、補正予算では、昨年度の単価と比べると1.6倍というような形にもなってございます。こういった部分については、やはり、ナフサ不足ということでの国際情勢の影響といった部分が大きいものというふうに考えてございます。

ただ、この部分につきましては、やはり、不透明であり、現在のところは、まだ、どうなるかということは、見通しは難しいところではございますけれども、国際情勢が安定すれば、一定程度、落ち着いていくのかなというふうに思っております。それがいつになるのかということがございすけれども、その辺の経過を見守りながら、今後の製造原価の値上がりについてどのように対応していくかというのは検討していきたいというふうに思っておりますし、ナフサ以外の材料についても、現在、いろいろと検討を進めておりますので、そういったもののコストの比較もしながらしっかりと対応していきたいというふうに考えてございます。

また、再度の手数料改定の可能性ということでございますけれども、手数料改定につきましては、4年をめどに必要な見直しを行うといったことを基本としてございますけれども、見直しに当たっては、単純にコストだけではなくて、様々なそのときの情勢ですとか、他都市の料金の水準ですとかということも踏まえながら総合的に判断していきたいというふうに考えてございます。

○いしかわまさき委員 家庭用の指定ごみ袋は、市民の生活に直結するものであり、その価格や供給量というものは、行政としてしっかり管理していかなくてはなりません。

昨今のナフサ不足や札幌市などの影響もございまして、市民の皆様指定ごみ袋を買いだめする行動が見られ、その結果、供給量不足となり、6月5日から購入制限、6月29日から2か月間、指定ごみ袋以外のごみ袋を代用として使用することを認めることとなり、少なからず市民の皆様に混乱が生じることとなりました。

本定例会での議決を経れば、来年4月からは指定ごみ袋の料金が1.5倍になります。今回のごみ袋騒動により、市民の皆様のごみ袋に対する関心は高まっており、ごみ袋について、様々、考える機会になっていると思います。こうした機会に、改めて市民の皆様にごみの減量化や分別、リサイクル、ごみ出しの問題等、啓発や発信をすることは重要ではないかと思います。

また、私は、今回の質問を協議させていただき上で、クリーンセンターを訪問させていただきましたが、必ずしも環境がよいとは言えない中で、多くの皆様のごみの処理に当たっておられました。今回を機会に、ごみの収集や運搬をされている方々、厳しい環境の中でごみを処理されている方々、こうした皆様への感謝の念を改めて市民の皆様にも持ってもらうことも大事ではないかと思います。

行政と市民の皆様との協力によって、本市における持続可能なごみ処理の適正化につながっていくのではないかと申し添えまして、本項目における質疑を終了させていただきます。

○中村のりゆき委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○いしかわまさき委員 それでは、午前中に続きまして、質疑させていただきます。

続いては、消防本部、9款1項3目の消防自動車整備費として3千130万7千円が計上されていることについてお聞きしていきたいと思います。

ただ、その前に、私は、本年3月に消防団に入団させていただき、既に、4回、火災現場に出動して消防団活動を経験したほか、実際の火災現場において消防本部の皆様の活動を目の当たりにしてきました。特に、火災現場に出動したうちの2回は、消火栓が整備されていない地域であり、火災現場からかなり離れた場所にある小川や池から消火用の水を確保するという現場を見てきました。そうした郊外地域など消火栓が整備されていない火災現場で活躍するのが、まさに、今回更新しようとしている車両であり、消火用の水を確保する上で必要不可欠な車両であることは、実際の火災現場で、私自身、認識しているところであります。

そのような前提で、今回の消防車両に係る補正予算についてお聞きしていきたいと思います。

まず初めに、今回の9款1項3目消防施設費における消防自動車整備費の補正予算の概要についてお答えください。

○串消防本部警防課主幹 今年度の消防車両の更新につきましては、水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急車、消防団の小型動力ポンプ付積載車をそれぞれ1台ずつ整備する予定であります。水槽付消防ポンプ自動車の大幅な価格高騰に伴いまして購入費用に不足分が生じたことから、このたび、3千130万7千円を追加補正しようとするものでございます。

○いしかわまさき委員 ただいまのお答えにありました大幅な価格高騰に関して、その理由についてお答えください。

○串消防本部警防課主幹 大幅な価格上昇の要因につきましては、まず、消防車両のベースとなりますシャシーの価格が上昇したことにあります。これは、道路運送車両法に係る保安基準の大幅な改正により、適用時期が今年度から9月に統合となったため、それに伴い、各自動車メーカーが新型シャシーの開発、製造が必要になったことによるものでございます。

また、消防車両の構造材等となる原材料の価格が上昇したことも挙げられます。これは、中東情勢の悪化や円安に伴いまして、石油由来の原料を使用する幅広い製品に値上げや品薄、また、消防車両に積載する資機材や主要な構造材であるアルミニウムをはじめとする原材料などの価格上昇が要因であると考えております。

補正予算につきましては、各自動車メーカーが国の保安基準等の適合を得て正式に許可された後に価格の公表があったことや、最近の原材料の高騰によりまして、予算要求時より大幅な価格上昇となったものでございます。

○いしかわまさき委員 それでは、今回更新しようとする消防自動車はどのような車両なのか、お答えください。

○狛野消防本部警防課長 今回、更新予定の消防車両は、現在、運用しているタンク容量1万リットルの老朽化した車両に替わるタンクの容量を6千500リットル程度とした消防車両でありまして、車両自体の小型・軽量化を図るとともに、機動性を向上させるものでございます。

また、容量5千リットル程度の折り畳み式簡易貯水タンクを新たに2基積載し、火災現場におい

て出動車両の積載水では水が不足する場合には、当該車両により、消防水利との間で水の緊急搬送を行うことや、消防団との連携により 1 万リットル程度の水を確保する貯水拠点を置くことが可能となるほか、ポンプ能力を強化し、自車からの放水を可能とするとともに、火災救助活動に必要な資機材を積載し、火災対応能力も向上させるものでございます。

○いしかわまさき委員 車両の機動性を向上させ、新たに折り畳み式簡易貯水タンク 2 基を積載するほか、火災対応能力を向上させる資機材も積載するとのことでしたが、それらは主にどのようなものになるのか、お答えください。

○狛野消防本部警防課長 車両更新に合わせ、折り畳み式簡易貯水タンクのほか、積載する資機材は、大規模火災に対応するための放水銃や初動活動に不可欠な 3 連ばしご、空気呼吸器などがございます。

これらを積載することで、強化されたポンプ能力により大量の水を広範囲に放水できるほか、火災をはじめとする各種災害において、初動活動にも対応できる汎用性の高い車両として活用することが可能となるものでございます。

これにより、災害種別は問わず、現場状況に応じた機動的かつ柔軟な消防活動を展開し、初動活動能力及び部隊活動能力の一層の向上を図るものでございます。

○いしかわまさき委員 今回、この消防自動車が更新された場合、消防活動上、どのような効果が期待できるのか、お答えください。

○狛野消防本部警防課長 車両更新による消防活動上の効果につきましては、林野地区などの火災時では、山道等での悪路走破性が向上することで延焼箇所への水の搬送能力が高まるほか、水利が不足する地域で大量の水を確保し、安定した放水活動や、状況に応じて放水銃による大量放水も可能となります。さらに、火災現場に最先着した際には、消防活動を行う車両として迅速な火災救助活動も展開できることになります。

これらの機能向上により、効果的な消防活動を行うことで、火災等による被害の軽減を図り、市民に対する消防サービスの向上に大きく寄与することができるものと考えております。

○いしかわまさき委員 今後につきましても消防自動車や救急自動車の更新が予定されていると思いますが、将来を見据えた車両更新についてどのような方針で進めていくのか、お答えください。

○河端消防長 本市では、現在、消防車や救急車などの消防車両が 54 台、また、消防団の車両を 35 台保有し、車両の種別ごとに走行距離や稼働時間等から耐用年数を定め、計画的に更新しているところでございます。

次年度以降も消防車や救急車の更新を予定しておりますが、今後の消防車両の更新につきましては、近年の車両価格の上昇を踏まえまして、車両更新計画についても、車両性能の向上や車両の運行状況などを考慮し、見直しを進めるとともに、定年延長に伴う消防職員や消防団員の高齢化を踏まえまして、資機材の軽量化などについても検討を進めていかなければならないと考えているところでございます。

消防を取り巻く環境も時代とともに多様化、複雑化してきておりますので、住民の安全、安心を確保し、時代に即応した消防体制とするためにも、消防団の車両等も含め、常に機動性、安全性や効率性、そして経済性についても考慮しながら、最適な消防車両や資機材を整備していきたいと考えております。

○いしかわまさき委員 今後も消防車両や資機材の整備、更新は必要であり、お答えにありましたように、それは時代に即したものとしていかななくてはなりません。

ただ、そのためには、原材料価格や人件費の高騰、保安基準の改正などにも対応していくと、相당한価格上昇になることは容易に想像できます。限られた予算の中で消防関係予算だけを大幅に上昇させていくのは難しいかもしれませんが、消防車両や資機材は、市民の皆様の安心、安全に寄与するだけではなく、消防本部や消防団の皆様の安全を守ることにもつながります。

こうしたことを踏まえ、今後の予算要求や予算計上においては、関係者の皆様の知恵を出し合って、よりよい消防車両、資機材になっていくことを期待いたしまして、この項目における質疑を終了させていただきます。

次に、議案第107号として提案されました追加の補正予算で、経済部、7款1項2目の包装資材等転換支援事業費4千650万円についてお聞きしていきます。

まず初めに、事業名としては包装・表示・販売形態等転換支援補助金になるかと思いますが、こちらの概要についてお答えください。

○後藤経済部産業振興課長 本補助金は、物価高騰や資材の供給不足の影響を受ける市内中小企業等が包装資材や表示・販売形態の見直しを行う際の初期負担を軽減し、販売や納品の継続を支援するものです。

補助率は、対象経費の4分の3以内、補助上限額は150万円としており、補助金の予算額は4千500万円、事務費を含めた事業費総額は4千650万円となっております。申請受付につきましては、補正予算の議決後、速やかに開始する予定であり、令和8年4月1日以降に実施した取組についても遡って対象とする予定であります。また、物価高騰の影響を受けている事業者を迅速に支援する観点から、申請書類を受理した順に内容を確認し、要件を満たした者から、順次、交付決定を行うこととしております。

○いしかわまさき委員 次に、対象経費と転換費用の確認方法についてお答えください。

○後藤経済部産業振興課長 本補助金では、包装資材や表示資材、販売用資材等の不足や価格高騰に対応するために必要となる転換費用を対象としております。具体的には、代替包装資材への切替に伴う資材費、包装仕様の変更に伴う版代やデザイン費、ラベルやシール等の表示変更費、販売単位や提供方法の見直しに伴う資材費などを想定しております。一方で、従来と同じ資材を購入するだけの経費や、単なる在庫確保、通常仕入れ、価格高騰分の補填については対象外として整理しております。

転換費用であることの確認に当たっては、申請時に、変更前後の内容が分かる資料、見積書、請求書、領収書等の提出を求めるほか、必要に応じて、商品写真、パッケージ見本、表示内容等を確認し、販売、提供、納品の継続に必要な転換であることを確認してまいります。

○いしかわまさき委員 今回の物価高騰対策として、包装資材関連を第一に取り上げた理由についてお答えください。

○浅利経済部長 今回、包装資材関連を第一に挙げた理由でございますけれども、これまで、先ほども答弁させていただいておりますけれども、事業者のほうにいろいろとヒアリング等を行った中で、特に、容器でありますとか袋、ラベル、フィルム、あるいは、緩衝材でありますとか梱包材などの不足や価格高騰が、幅広い業種に影響しているというのが確認されたためでございます。

商品やサービス自体の提供は可能であっても、それを包むというか、梱包するものが確保できなければ、当然、その商品を納品することはできないわけでありまして、結果として、企業において販売ができないということにつながってしまうわけであります。そのため、単なる資材代とかの補填ではなくて、代替の資材の購入でありますとか、包装仕様や表示内容等の変更、さらには、販売形態や納品形態の見直しに必要な費用を支援することで、事業者の取引の継続というものを図っていきたいというふうに考えてございます。

また、今回の狙いのもう一つといたしましては、これまでのそういった石油由来の資材から、石油由来ではない、例えば、紙とか段ボール、場合によっては廃段ボールも含めて、そういったものへ切り替えていくということは、価格高騰でありますとか供給不安への対応に加えまして脱炭素や資源循環にも資する取組であるということで、本市も、こうした転換を後押しして、今後、同様な事態が起きたときに備えるとともに、そのような事態になっても、そのような事態に強い地域産業や企業というものを育成、強化してまいりたいというふうに考えてございます。

○いしかわまさき委員 今回の補正予算では、交付されている重点支援地方交付金1億4千700万円に対して、中小企業振興資金融資事業費と合わせても7千万円弱となっております。残りの交付金等を含め、今後の対策についてどのように考えているのか、お答えください。

○小澤行財政改革部次長 今回、物価高騰対策に関わる補正予算につきましては、中小企業者の経営状況や関係団体等からの御要望なども踏まえ、まずは、特に急を要する対策として、経済部の2つの事業を提案させていただいたものでございます。

今後の対策につきましては、重点支援地方交付金の残額を踏まえつつ、市民や事業者の状況、あと、国や北海道の対策等を注視し、真に支援が必要な方に適切な時期に支援が行き届くよう検討してまいりたいと考えております。

○いしかわまさき委員 本件の補正予算は、第2回定例会中に追加で提案されたものでありまして、中小企業に対する支援に今津市長が迅速に対応し、判断されたものであると思います。

本年春以降の国際情勢の影響で全国的にナフサ不足となり、石油由来の製品は軒並み値上がりしており、本補助金の対象である包装資材はその最たるものであります。その意味でも、今回、4千500万円もの大きな予算を計上し、補助上限額は1件150万円とのことですが、中小企業者にとっては5万円でも10万円でも補助を受けられれば大変ありがたいものでございます。今回の補助金は、本市が急な社会情勢の変化が起きたとしても中小企業者を支援していくという姿勢を示すものであり、市民や事業者から高い評価を受けるものだと推察いたします。

国の重点支援地方交付金の残額については、市民や事業者にとって真に必要な方に支援が行き届くものとするとのお答えがございました。

今後も、今回の補助金のように、市民や事業者にとって必要なものが、迅速な判断の下、支援が行われることを期待いたしまして、私からの質疑を終了させていただきます。

○中村のりゆき委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時19分

再開 午後1時20分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○あべ委員 平仮名4文字、あべなおです。

ごみ袋ということで、今回、ごみ袋をテーマにした質疑が、物理的な意味でも、政治的な意味でも、右からも左からも、質問、いっぱい来たかなというふうに思います。

それで、ごみ袋についてなんですけど、補正額とか経緯というのはほかの人の質問でも分かりました。ごみの減量とか資源化が促進できるとか、処理費用の高騰に対応できるだとか、受益者負担の原則により、排出量に応じた公平な負担ができるといったことも分かりました。そこについてはもう触れません。

それで、私が今回聞きたいのは、本市は、3歳未満の乳幼児のいる世帯に、申請時期にもよるが、最大で450枚の有料の指定ごみ袋の支給によるごみ処理手数料の減免というのがあるんですね。実は、子どもが多いと、ごみ、物すごい多い。理由は、まず、おむつがあるかなというふうに思います。生活保護受給者だとか高齢者というの、ごみ袋、この支給による減免というのがあるんですけど、枚数が赤ちゃん世帯ほど多くないので、今回は赤ちゃんがいる世帯のことについて聞いていきます。

今、ごみ袋の在庫が不足しているという現在のこういった状況の中、乳幼児に対する世帯に対して、支給枚数等、従来どおりの対応は可能なのか、お示ください。

○笠井クリーンセンター所長 このたび、店頭で販売されている指定ごみ袋が不足している状況を受け、指定ごみ袋以外の透明、半透明のごみ袋によるごみの排出を認める特例措置を実施することとなるなど、指定ごみ袋の在庫は不足している状況であります。

しかし、乳幼児のいる世帯への減免措置として実施している指定ごみ袋の支給につきましては、これに要する指定ごみ袋を、過去の実績などから必要な枚数について想定し、店舗配送分とは別に確保しているところであります。

そのため、指定ごみ袋以外での排出を認める期間につきましても、これまで同様、指定ごみ袋の支給は可能であります。

○あべ委員 これまで同様に、指定ごみ袋が最大450枚支給されるということで安心しています。

来年4月からのごみ袋値上げ、これに伴って、支給枚数というのは少なくなってしまうんでしょうか、教えてください。

○笠井クリーンセンター所長 乳幼児のいる世帯への減免措置につきましては、金額ではなく、期間に応じて必要枚数を算定しているところであります。そのため、来年4月1日の値上げ後につきましても、最大450枚という支給枚数が減ることはありません。

○あべ委員 450枚、少なくなってしまうことはないということで、これに対しても非常に安心しています。

うちは、皆さんも御存じのとおり、子どもが3人いて、450枚が3人分なので、1千350枚

いただいている、今、3人目を産んで1年半がたちましたけど、実は、まだ3人目を産んだときにいただいたやつには手をつけていません。まだ、2人目のときにもらった450枚を使っています。

うち、結構、ごみをいかに出さないかっていうのに日々頑張っていて、もともとは、エコとかそういう気持ちというよりも、ごみを出しに行く時間が、家から5～6分かかるんですけど、往復で、ごみ、出す時間、朝、一日で最も忙しい時間なので、一分たりとも無駄にしたくないって、ごみを捨てに行く時間をもったいないわけですね。ごみ、出しに行かなかったら、5分間、時間、余裕できますので、その5分で子どもの歯磨きとかお着替えとかいろんなことができるので、燃やせるごみは週2回出すと思うんですけど、1回にすれば、5分、週1回、短縮できるっていうので、日頃からごみを出さないようにしていて、子どもが小さいときは、布おむつとかそういうものもいろいろと活用したりして、おむつごみになるべく少なくなるようにしていました。

今も、結構、例えば、ふだん、フードロスとかの観点からも、果物の話なんかも出ましたが、私も、結構、冷凍フルーツとかを活用して食べたりしていて、まず、安いし、ロスも出ないし、皮とかのごみも出ない。旬の果物とかも食べるんですけど、例えば、うちだったら、ミカンとかオレンジっていうのは、皮ごとジャムにしたりとか、干してドライフルーツとかもできるんですね。それ、皮ごとね。そして、それをパウンドケーキとかクッキーとかマフィンとかのトッピングにしたりすると、ごみ、出ないし、おいしいし、日もちも当然するし、何より、もったいないっていう気持ちを子どもに教えるのにすごくいいことだなあと思って、日頃から工夫しています。なので、ごみ袋が有料だからとか値段が上がるからといってごみを減らすというよりも、もともと、もったいないっていう気持ちを子どもに分かってほしいなっていうので日頃から実践している。

やっぱり、子どもってすごいなと思うんですけど、この前、ごみ袋の値上げの話を家でしていたときに、子どもが、何で、そもそも、ごみ、減らす努力をママはしているのかっていう話を聞かれて、そんなの、自分で、もう2年生だから調べなさいっていうところで、調べたその返事が、日本は——全部、平仮名で書いてあったんですけど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、国民と事業者双方にごみを減らす努力義務が定められているっていうふうに、持ってきて、なるほどって、自分が知らない間にこの努力義務っていうところで国に貢献しているというか、協力していたんだなあというふうに思いました。

子どももその言葉の意味っていうのをちゃんと調べてきていて、ごみを減らすというのは、手間とかいろんなのを考えますが、そもそも努力をする、そういう義務が課せられているんだなっていうところで、子どもも、じゃ、それだったら、一生懸命、今まで以上に、ごみ、少なくなるようにしなきゃいけないねっていうふうに2年生なりに判断して、家でいろいろやっていますね。

そういったのも含めて、ごみ袋が4月から変わりますよと。前のも、新しいのも使える併用期間というのは4月1日から6月30日までであるというふうに伺いましたが、450枚もいただいた場合、例えば、3月に生まれたとか、そういうときに、その併用期間までに絶対使い切れないことっていうのがあると思うんですね。その場合、どのような対応を検討しているのか、お示してください。

○笠井クリーンセンター所長 乳幼児のいる世帯への減免措置といたしましては、現在、3年分として最大450枚の指定ごみ袋を、出生の届出時または転入の届出後に減免申請をしていただき、お渡ししております。そのため、委員が御指摘のように、来年の6月30日までの1年間では使い

切れない世帯もあるものと認識しております。

減免の目的は、子どもが3歳になるまでの期間、減量することが困難なおむつの排出分のごみ処理費用の負担を免除することです。使用切れなかった分の指定ごみ袋につきましては新しいごみ袋と交換するということを考えているところであり、その具体的な手法等について、今後、検討してまいります。

○あべ委員 乳幼児世帯への減免として市からいただいたごみ袋に関してのみ、使用切れなかった場合、新しいものと交換してくれるという答弁でしたが、今は値上げ前なので、ごみ袋、安いと思って買いだめをして、後から、今、答弁にあったみたいな対応策に便乗して交換をって考える人がもしかしたら出るかもしれないというふうに、ちょっと、今、心配していて、そういったことがさらなる在庫不足にもつながると思いますし、本来、減免を受けるべき世帯に支援が届かなくなるおそれがあるんじゃないかなというふうにちょっと心配しています。

先ほどの答弁では、具体的な手法等について検討するというふうにありましたが、現時点でどのような対策を考えているのか、お示ください。

○笠井クリーンセンター所長 乳幼児世帯への減免措置につきましては、先ほど申し上げたとおり、出生の届出時などに減免申請書を提出いただき、そのときの乳幼児の年齢に応じて必要枚数をその場で支給しております。

そのため、既に支給している世帯につきましては、交換の際に本人であることと減免申請の内容を確認した上で支給済みの袋と交換することで、申請した世帯へ適切に交換が行われることとなると考えております。

○あべ委員 確かに、うちの夫も出生届を出しに行ったときにごみ袋を持って帰ってきたということで、書類などの確認というのがあるということで、そういったものを基に減免対象者を把握しているということが分かりました。

今回、ごみ袋が高くなるということで、あちこちからいろいろお声があつて、責められているようにも見えるわけですが、こうして支援が、必要な世帯への支援というのは維持すると今言っているわけですね、答弁上で。やっぱり、そこはもっと評価すべきところなのかなというふうに、私は皆さんに対して思います。

この減免制度っていうのは、私たち子育て世帯にとって非常にありがたいものです。値上げに伴う在庫不足で様々な課題の対応に追われていると思うんですけども、必要な世帯に確実に支援が届くように頑張ってほしいなあというふうに思っています。

そこで、今朝、うちの娘から、1点、ちょっと要望があった。うちの娘は、今、フードロスに興味があつて、食べ物を無駄にしないことを気にしている。それで、結構、調べると、いろんなところで、そういうフードロス、アップサイクルみたいな、親子でやるワークショップみたいなものがあるんですね。食品を無駄にしない調理体験みたいな、そういうのを、やっぱり、今日、いろんなところから、もうちょっと、ごみ、少なくするような啓発があつたほうがいいって言っていたんですけど、そういうのをやってもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。

例えば、何ですか、旭川はお米が多いから、何だろうな、おじさんと握るおにぎりづくり体験とか、中の具は、何か、野菜の皮とか、アップサイクルみたいな、そういうような体験も、ぜひ、これからの子どもたちが大きくなって、今以上に、ごみ、減らす取組ができるような、そういう考え

を持てるような、そういった取組についても、ちょっと提案、うちの子からの要望ということで、実現の可能性について検討をどのぐらいしていただけるのか、今、ちょっと環境部長にお聞きしたいなと思って。

○太田環境部長 小学校2年生の娘さんということで、非常にそういった社会問題とかに関心を持たれていて、すごいなというふうに感心しながら、ちょっと、今、僕も話を聞いていました。

確かに、食品ロス、先ほどの答弁でも燃やせるごみの3分の1ぐらいは生ごみということでございましたので、やはり、そういったものをこれからもどんどん減らしていく努力というのは我々も必要だと考えてございますし、そういった意味では、いろんな食品ロスの対策というのも行っております。

そういった普及啓発事業なんかもやっておりますし、今後も、そういったことを、例えば、御提案にありましたように親子で参加できるとか、そういったような部分で、多くの子どもたちにしっかりとそういうことを学んでいただけるような機会の創出ということを検討してまいりたいというふうに考えております。

○あべ委員 前向きに御検討いただけるということで、ありがとうございます。

今回は、ごみ袋値上げということで、本当に、もう、行政としてはいろんなところから厳しい声があってピンチだと思うんですけど、これをチャンスに変えて、ぜひ、市民の、ごみ、減らす、リサイクルとか、そういった意識醸成に資するような取組をさらに続けていっていただきたいというふうに申し上げまして、私の質疑を終わりにします。

○中村のりゆき委員長 他に御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○中村のりゆき委員長 他に御質疑がなければ、以上で、本特別委員会に付託を受けております議案第1号ないし議案第105号及び議案第107号の令和8年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上106件に対する質疑は、全て終了いたしました。

したがいまして、これより本特別委員会としての結論の取りまとめに入る運びとなるわけですが、結論の取りまとめと議長宛て審査報告書及び委員長口頭報告の案の作成につきましては、代表者会議で執り行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時34分

再開 午後3時50分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

ここで、お諮りいたします。

あべ委員から、本日の委員会における発言について、一部適切を欠いた部分があるので、委員会条例第30条及び会議規則第62条の規定により、委員長宛て発言取消申出書に記載した部分の発言を取り消したいとの申出がありますので、委員各位のお手元に発言取消申出書をお配りしております。

この際、あべ委員からの申出どおり、発言の取消しを許可することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村のりゆき委員長 御異議なしと認めます。

よって、あべ委員からの申出どおり、発言の取消しを許可することにいたします。

それでは、本特別委員会に付託を受けております各号議案１０６件につきましては、先ほどまでの委員会で全ての質疑を終了し、その後、本特別委員会としての結論の取りまとめを行うため、各会派１名による代表者会議で意見の調整を図ってまいったわけであります。

代表者会議における取りまとめの経過につきましては、それぞれ代表委員等を通じて御承知のことと思いますので、この際、その説明は省略させていただき、結果のみについて御報告申し上げたいと思います。

すなわち、代表者会議における取りまとめの結果につきましては、議案第２号ないし議案第５０号、議案第５２号ないし議案第１０５号及び議案第１０７号の以上１０４件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定し、議案第１号及び議案第５１号の以上２件につきましては、いずれも意見の一致を見るに至らなかったところであります。

これより、討論に入ります。

発言の申出がありますので、順次、発言を許します。

○江川委員 議案第１号、旭川市一般会計補正予算について、議案第５１号、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに、反対の立場で意見を述べます。

数年来、上がり続ける物価高の中、中東情勢の影響による急激な変化が直撃し、市民生活が厳しさを増している今だからこそ、市民に寄り添った市政運営が求められていると思います。

生活に密に関わるごみ袋等の値上げは、経済情勢も鑑み、今回は踏みとどまるべきと考え、この２点について反対をいたします。

○中村みなこ委員 日本共産党は、議案第１号、令和８年度一般会計補正予算と議案第５１号、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定に反対します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

議案第５１号は、令和９年４月１日より、旭川市の指定ごみ袋を１．５倍に値上げしようとするものです。

現在のごみ袋は、平成１９年の有料化導入時に、ごみ減量を目的としていました。市内各地で住民説明会や出前講座を５００回余り開催し、丁寧に市民に理解を求めた経緯があります。

しかし、今回は、他の使用料、手数料と一律の扱いであり、パブリックコメントと数回の説明会のみで、市民合意が形成されているとは言えません。また、今回のごみ袋の値上げは、ごみ減量という本来の目的からも外れています。

ごみ袋は、全国の市や区では無料の自治体は４割、中核市では約７割が無料になっています。有料化している自治体の１リットル当たりの平均価格は１．１３円であり、現状でも旭川市と函館市が一番高い２円となっています。生活必需品であり、全世帯、全市民が必要とするごみ袋の料金の値上げを一律で押しつける市の姿勢は、負担の公平性を著しく欠いていると言わざるを得ません。

一般廃棄物の処理は、本来、自治体の責務であり、単純な受益者負担として考えるべきではありません。これほど広範かつ大規模な負担増を家計が最も苦しい今のタイミングで市民に強いることは、到底、理解できません。

なお、議案第1号、補正予算にも家庭ごみ処理費用適正化事業費が含まれているため、賛成するわけにはいきません。

以上、議案第1号及び議案第51号の反対理由といたします。

○小林委員 私たち旭川市民連合は、議案第1号、旭川市一般会計補正予算及び議案第51号、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対いたします。

以下、理由を申し述べます。

私たちの会派は、当初予算要望並びに2026年第1回定例会での代表質問において、使用料、手数料の見直しについては、一律の基準による改定ではなく、まちの将来ビジョンに照らした慎重な検討をするよう求めてきました。また、今回も、補正予算等審査特別委員会における質疑を通して、改定の延期及び見直しを求めてまいりました。

使用料、手数料の改定に当たっては、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づく一律の改定ではなく、激変する社会情勢やまちの将来ビジョンを踏まえた柔軟かつ慎重な検討が求められると考えます。同時に、市民サービスの目的や性質に応じて、受益者負担の原則をどこまで適用すべきか、あるいは、対象となるコストの範囲をどう設定すべきかについて、本質的な議論が不可欠です。

特に、今回のごみ処理手数料の改定については、その根拠法である廃棄物処理法の目的に鑑みれば、コストの増加分を手数料価格へ過度に転嫁することは適切ではなく、市税収入をはじめとする市全体の予算枠の中から財源を捻出すべきと考えます。

所得の多寡にかかわらず、生活を営む上で一定量の排出を避けられないごみの処理手数料改定は、低所得者世帯や年金受給者世帯などに対して、より深刻な経済的負担を強いるものです。これは、長引く物価高騰の中で強く叫ばれている生活者支援に逆行するものと言わざるを得ません。

さらに、手数料負担の増によって不適正排出が増加すれば、同法が掲げる生活環境の保全及び公衆衛生の向上という本来の目的をも脅かすおそれがあります。

以上のことから、市民生活を守る観点、そして、法の趣旨に鑑み、当該議案に反対いたします。

○横山委員 議案第1号、令和8年度旭川市一般会計補正予算について及び議案第51号、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この両議案について反対の立場で意見を述べます。

今定例会において、議案第10号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ほかで提案された各種使用料、手数料の見直しについては、広範な改定項目、内容に及び、各種説明会等においても、改定額の算定根拠などについて十分な説明が行われていないことも明らかになりました。そのせいもあって、市民からは改定に関わる疑念や反対の声が上がっているものと考えられます。

サービスの提供に必要なコスト増などで一定程度の見直しが急がれることについては理解できるものであることから、決定後、さらに丁寧な説明、周知の機会を設けることを条件に、総論では賛成したいと考えております。しかしながら、指定ごみ袋の手数料改定については、全ての市民、世帯に及ぶもので、その影響は改定金額以上に大きいと市民には受け止められています。

他の見直し同様、どこかでコスト増等を反映させる判断をしなければならないことは理解できるものです。

一方で、現行の指定ごみ袋の使用については、6月29日から臨時的措置を行うことになっています。中東情勢に起因するナフサ不足などの影響がいつまで続くのか、果たして2か月で終息するのか、現段階では不透明です。せめて、今後の見通しが一定程度明らかになるまで、来年4月1日からの改定施行を留保し、施行日を改めて設けることを提案しましたが、残念ながら受け入れられませんでした。このまま改定を実施すれば、市行政に対する信頼が損なわれると判断し、議案第51号については反対します。

あわせて、議案第1号については、家庭ごみ処理費用適正化事業費として1億7千万円余りが計上されています。これには、ごみ処理手数料改定後に使用のごみ袋製造に関わる予算が含まれていることから、同様の理由で反対いたします。

以上です。

○中村のりゆき委員長 以上で、発言の申出による討論は終了いたしました。

他に御発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○中村のりゆき委員長 他に御発言がなければ、討論終結と認め、これより採決に入ります。

採決は、分割により行います。

まず、議案第1号及び議案第51号の令和8年度旭川市一般会計補正予算、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定の以上2件について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、原案どおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○中村のりゆき委員長 起立少数であります。

よって、本案は、いずれも否決されました。

次に、議案第2号ないし議案第50号、議案第52号ないし議案第105号及び議案第107号の以上104件について採決いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村のりゆき委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいまの委員会の決定に基づき、議長宛て審査報告書及び委員長口頭報告の作成に取りかかる運びとなるわけですが、あらかじめ、その文案を作成しております。

議長宛て審査報告書の文案につきましては、それぞれ代表委員等を通じて御承知のことと思いますので、この際、配付につきましては省略させていただき、委員長口頭報告のみ議会事務局から朗読いたします。

○香川議会事務局議事調査課長 補正予算等審査特別委員会委員長口頭報告案を朗読いたします。

本特別委員会に付託を受けておりました議案第1号ないし議案第105号及び議案第107号の令和8年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上106件につきまして、その審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、審査経過であります。本特別委員会は、6月24日から26日までの間、委員会を3回開催し、理事者に対し、審査に必要な資料の提出を求めながら、付託議案に対する質疑のみをまず先に行い、さらに、一切の質疑が終了した後、各会派1名による代表者会議において結論の取りまとめに当たるなど、その運営に努めてまいった次第であります。

審査過程における主な質疑項目につきましては、後日、御配付させていただき、直ちに付託議案に対する本特別委員会としての結論を申し上げたいと思います。

すなわち、議案第1号、令和8年度旭川市一般会計補正予算、議案第51号、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定の以上2件につきましては、民主・市民連合の江川委員、日本共産党の中村みなこ委員、旭川市民連合の小林委員及び無所属の横山委員から、それぞれ反対である旨の討論があった後、採決に入り、議案第1号及び議案第51号の以上2件につきましては、起立採決の結果、起立少数をもって、いずれも否決すべきものと決定し、議案第2号ないし議案第50号、議案第52号ないし議案第105号及び議案第107号の以上104件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、極めて概括ではありますが、本特別委員会の審査経過と結果の報告を終わらせていただきます。

何とぞ、本特別委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○中村のりゆき委員長 それでは、議長宛て審査報告書と、ただいま議事調査課長が朗読いたしました委員長口頭報告につきましては、そのとおり報告することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○中村のりゆき委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

以上で、本特別委員会の議事は、全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして、本特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時04分